

第四十三回国 参議院内閣委員会會議録 第二十七号

昭和三十一年六月二十五日(火曜日)

午前十時五十六分開会

委員の異動

六月二十日

野本 品吉君

六月二十一日

白木義一郎君

理事

委員長

出席者は左の通り。

野本 品吉君

品吉君

品吉君

品吉君

品吉君

品吉君

品吉君

品吉君

品吉君

品吉君

品吉君

品吉君

品吉君

品吉君

品吉君

品吉君

品吉君

品吉君

品吉君

品吉君

品吉君

品吉君

品吉君

品吉君

品吉君

品吉君

品吉君

品吉君

品吉君

品吉君

事務局側

常任委員 伊藤 清君  
会専門員 伊藤 清君

説明員

大蔵省主計 秋吉 良雄君  
局主計官 秋吉 良雄君  
国税庁直税課長 吉田富士雄君  
資産税課長 吉田富士雄君

本日の会議に付した案件

○法務省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国の防衛に関する調査(ジェット戦闘機F一〇四丁の継続生産に関する件)

○委員長(村山道雄君) これより内閣委員会を開会いたします。

初めに、委員の異動について御報告いたします。

去る二十日、野本品吉君が委員を辞任され、その補欠として宮澤一君が委員に選任されました。また、去る二十一日、白木義一郎君が委員を辞任され、その補欠として鬼木勝利君が委員に選任されました。

○委員長(村山道雄君) 法務省設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案については、すでに提案理由の説明を聴取いたしておりますが、衆議院において修正議決されておりますので、まず右修正点について、便宜政府側から説明を聴取いたします。津田政府委員。

○政府委員(津田実君) 衆議院におき

まして、この法律案に対しまして修正がございました。まず、その修正の内容を申し上げますと、第一は、題名中、法務省設置法等とございますのを法務省設置法の一部を改正する法律と改められております。

その次に、第一条の条名及び第二条全部を削ることになっております。すなわち第一条の条名がなくなりまして、第二条全部を削られたわけでございます。

なお、附則におきまして次のような修正がございまして、それは、「この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十三条の十七の表の改正規定は、昭和三十一年四月一日から適用する。」以上でございます。

理由といたしましては、まずこの原案にございまして「第二条法務省設置法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。附則中「一年」を「二年」に改める。」という点を削った点でございますが、これは、この昭和三十一年法律第五十四号によりまして、川崎の入国者収容所を横浜に移す点で一年間延期するという趣旨の原案であったわけでございまして、これを延期しないで、本年の三月三十日から実施したという点におきまして、第二条の必要性がなくなりまして、この点が削られたわけでございます。

なお、附則につきましては、時の進行に従いまして昭和三十一年四月一日から施行するという原案をそのまま維持することができないわけでございます。

「公布の日から施行する。」と改められ、また、法務省設置法第十三条十七の表の改正は人員の増加の点でございますので、これを諸般の事情から本年四月一日から適用することにしたものでございます。以上でございます。

持することができないわけでございますので、「公布の日から施行する。」と改められ、また、法務省設置法第十三条十七の表の改正は人員の増加の点でございますので、これを諸般の事情から本年四月一日から適用することにしたものでございます。以上でございます。

○委員長(村山道雄君) 以上で衆議院の修正点の説明は終了いたしました。これより本案の質疑に入ります。政府側からただいま中垣法務大臣、津田司法法制調査部長、平賀民事局長、秋吉主計官が出席いたしております。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

○鶴岡哲夫君 まず初めにお伺いしておきたいと思うのですが、それは昨年設置法を改めましたときに、お尋ねをしたことですが、法務省の課長、これは検察官でなくてもいいのではないかとお尋ねをしたことがありますが、課長は課長としての職務内容に即した給与というものがございましてお尋ねしますが、課長としての給与に即した給与と、検察官としての給与に即した給与と、お尋ねいたします。

○鶴岡哲夫君 その課長は検察官がなっておりますが、課長としての給与に即した給与と、検察官としての給与に即した給与と、お尋ねいたします。

○鶴岡哲夫君 その課長は検察官がなっておりますが、課長としての給与に即した給与と、検察官としての給与に即した給与と、お尋ねいたします。

○鶴岡哲夫君 その課長は検察官がなっておりますが、課長としての給与に即した給与と、検察官としての給与に即した給与と、お尋ねいたします。

ついでに伺うのか、それをまずお伺いいたしておきます。

○政府委員(津田実君) ただいまの尋ねの点でございますが、法務省におきます事務のうちにおきましては、法律家をもって事務の処理をなさしめなければならぬ官職があるわけでございまして、その官職の総数につきましては、法務省設置法の第十七条に定められておまして、法務省定員のうち百三十三人ということになっておまして、これは検事をもって充てることがございまして、したがって、法務省の職員のうち、さような法律家をもって充てなければならぬ官職につきましては、この人員の範囲内におきまして検事をもって充てておられるわけがあるわけでございます。その場合の給与につきましては、この検事はいづれかの検察庁に属しておるわけでございまして、検察官の受けるべき給与を受けておられます。もともと検察官の検事の課長以上ポストに對しましては、本省の課長以上のポストに對しましては、管理職手当はついておりません。いわゆる特別調整額はもっていない、本来の検察官としての給与を受けておるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 そので検事をもって充てることができるということですが、法律家といいますが、これは検察官でなくても一ぱいあるわけですし、上級職の公務員を通った法律なりあるいは行政なりはこれに該当すると思うので

ついでに伺うのか、それをまずお伺いいたしておきます。

すが、ただ充てることと設置法に出ておる、こういうことです。給与につきまして、課長というのはその職務内容によって課長の給与がきまつておるわけですし、そうしますと、課長であるけれども検察官の給与をもらっている、課長の給与じゃない、しかし、課長としての職務を取り扱っておるのか、検察官としての職務になつておるのか、その辺の解釈はどういうふうにしておられるのかお尋ねしたい。

○政府委員(津田実君) 課長に充てられた検事につきましては、もちろん課長の仕事をいたしてございまして、本来の検察官の仕事はいたしてございせん。ただいま申し上げました法律家をもって充てる必要があると申しますのは、判事あるいは弁護士、検事の資格を持つ者であるという意味でございまして、いわゆる行政職における法律職というものではないわけでありまして。と申しますのは、法務省におきましては、検察庁の管理をいたしますとか、あるいは民事刑事、司法制度に関する立法の立案をいたします場合におきまして、裁判官、検察官あるいは弁護士経験のある者が必要とするわけでございます。そういうものを必要とするポストにつきましては、それらの者を充てるわけでございます。ただ、一般行政職としてこれに充てることはもちろんできるわけでございますけれども、給与の差によりまして一般行政職の給与によりましては、きょうな裁判官、検察官、弁護士の資格を有する者を得ることがほとんどできませんので、やむを得ず検察官の給与を与えてその職に充てるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 私、お尋ねをいたしてあります一つであります課長のポストであつて、それは検察官としての職務は行なつていない、課長のポストといふのはこれは課長としての給与があるのではないかと。検察官とは違つた課長の給与があるのではないかと。その説明はどういうふうにしていらつしやるのか、これを先ほどからお尋ねしていらつておるわけですね。その説明で、どういふふうな御説明をしていらつしやるのか。それから地方を回つてみまして、法務局等に私も行く機会があるわけでございますが、そういう場合に出ますのは、やはりこの間もここで、この委員会で申し上げましたように、法務局に勤めてみても、あるいは法務省に勤めてみても、先が全くない、こういうわけなんです。確かに法務省の場合におきましては、普通の法律家ではないようなポストは一ぱいあるのだが、ほとんど全部これは検察官がなつておる。それから何とか付、何とか付という形のものもこれは全部検察官だ。したがつて、法務局に勤めてみても先が全く何もない、こういうような意見が非常に強いのです。したがつて、私は私ができることならそういう意味の配慮を払ふ必要があるのではないかと。検察官でなくてやれる課長のポストあるいは課長補佐のポスト、こういうものも相当あるのではないかと。下で伺いますと、それは一ぱいあるのだというふうな話なんです。そこら辺のやつぱり考慮なり検討が要るのではないかと。そういうことを先般申し上げたわけですが、法律に規定してあるというならば、あるいは場合によればその法律を改正してもよろしいと思つておるわけでは、検討される必要があるのではないかと。

なほ、先ほど初めにお尋ねしました理由ですね。どういふふうな理由をつけていらつしやるのか、それをひとつ。

○政府委員(津田実君) たとえば法務省の職員のうちでこの検事をもつて充てておきますポストがかりに課長だといつたしますと、その給与は行政職(+)の俸給表によるのではなくて、検察官の俸給表によつておるわけでございます。その理由をいたしましては、先ほど申し上げましたし、あるいは前回当委員会においても御審議があつたと思つたのでございますが、つまり裁判官あるいは検察官あるいは弁護士をいたした者からさうなポストを埋めなければ、いわゆる有資格の法律家を充てて充てることと申します。これも申し上げましたところでございますが、検察事務の管理、それから民事に関する立法、司法制度に関する立法においては、これらの知識経験を有する者でなければできない仕事が多々あるわけでございます。そういう意味におきましてそういう者を充てることにいたしておるわけでございます。そういう者を充てて検察官の給与を与えておりますところの理由は、やはり一般行政職と検察官との給与の格差によるものでございまして、もしも相当なポストに相当する人物を充てようとしたらすれば、どうしてもそれは裁判官なり検察官、あるいは場合によっては弁護士から迎へなければならぬわけですが、一般行政職相当の給与を与えておりましたは検察官あるい

は裁判官からそれになる者がいないわけでございます。そういう意味におきまして、やむを得ずこの百三十三人に限りまして法務省の職員は検事をもつて充てられる、したがつて、検事を充てておることの違つて申しますのは、結局はその給与の点に帰着するといふことになるわけでございます。なほ、法務省におきましては、確かにお説のとおり、たくさんポストがございまして、今申し上げました有資格の法律家を充てて充てるような必要のないポストは幾らもあるわけでございます。さうなポストにつきましては、もちろん行政職の人を充てておるわけでございます、主として有資格の法律家を充てて充てなければならぬポストと申しますのは、本省におきましては刑事局、民事局、あるいは司法法制調査部の重要なポスト、大体そういうポストでございまして、他の部局のポストはほとんど一般の行政職の人が占めておるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 私、この問題についてもう少し掘り下げて質問する必要もあるように思つておるわけですが、ただここでは、今日の段階では、そういう意見がいろいろあるということをお伺い申し上げます。特に大臣の答弁を求めませんからよろしくひとつ今後検討してもらいたい。

思ひます。次に、定員の関係につきまして、今回法務省のほうで御提案になりました種々の定員がふえるわけでございますが、少年院にいたしまして、鑑別所にいたしましてあるいは地方法務局、入国管理事務所、あるいは交通関係、麻薬検察に努力されました点につきまして、私どもとしても賛意を表するものでございまして、ただ、まだ先般、昨年法務省設置法がかりましたときに論議をいたしました越前からいまして、まだまだ私どもとして希望が大きいわけでありまして、したがつて、そういう点について、この定員関係について若干お尋ねをいたしたいと思ひます。

御承知のように、登記所、地方法務局で二百名の人員が増加することになつておられますが、二百名という数字は法務局全体の数字からい見しても大きな数字であります。また、各省設置法の定員増加の度合いから見てもこの二百名というものは確かに大きな数字であります。であります。昨年論議いたしましたように、この登記事務というものが非常に近年といひますか、あるいはここ十年といひますか、非常に増加をしていられるわけでございます。これは激増してというよりも、やはり社会的な変化といひますか、それに応じたたいへんな激増になつていられるわけでありまして、それに対して昨年は百名ふえまして、ことした二百名、こういうことになつていられるわけでありまして、しかし、実際の仕事量が、甲号事件、これ二倍以上ふえておるし、それから乙号事件というものが四倍以上ふえておるわけ

であります。そういう中で人員は五%  
よっとしかふえていないという非常な  
アンバランスが目立っているわけであ  
りまして、昨年ことしと努力をされて  
いるわけでありませぬけれども、非常な  
アンバランスが目立っている。昨年お  
尋ねをいたしましたときには百名の定  
員増になったのだけれども、法務省の  
行政管理局、大蔵省に対する要求とし  
ては九百七十名要求したのだ。確かに  
九百七十名要求される根拠というもの  
はりっぱにあると思いますが、ことし  
は二百名になったのであります。これ  
も、どの程度の人員を行政管理局なり  
大蔵省と協議されたのか、これをひと  
つお伺いいたします。

○政府委員(平賀健太君) 登記所にお  
きまする事件の増加の状況はただいま  
仰せのとおりでございます。私ども  
といたしましては、本年度におきまし  
ては、登記所関係におきまして九百九  
十二名の増員をお願いいたしました。  
○鶴岡哲夫君 これも今局長の答  
弁のように昨年九百七十名要求され、  
本年は九百九十二名という協議をな  
さっていらっしゃるわけですが、した  
がいます。それを私どもはどうとい  
うことではないのであります。けれど  
も、現状といたしまして非常に窮屈な  
状況といたしまして非常に窮屈な、  
悩んでおられるところが多いわけで  
ございます。私の知っておりますこと  
の登記所でも、建物及び土地の登記  
をするにあたって、現場検査をしなけ  
ればならない。現場検査に行くとい  
うことになりまして、若干の日額旅費が  
出るわけでありませぬ、そういう場合  
でも、日額旅費が受け取れない。自分  
が現場検査へ出ている間、ほかの人が

兼ねて一生懸命やってもらう。とても  
職場の中でも、本人としてもそういう  
何かの百円か百五十円程度のもの  
になるわけでありませぬけれども、そ  
ういふものを受け取る気持ちになれな  
い、したがって、そういうものはみな  
な種目立てておいて、そういう簡単な  
茶菓にしては。みんなの茶菓にして  
いるこういう実情のようでありませ  
ぬ、これは非常に私どもとしましては  
遺憾な状況だと思っております。し  
たがいます。今後ともこの定員の問題  
につきまして、法務省の特段の努力  
を希望いたしますところであります。  
大蔵省のこの定員関係の問題でタ  
チをしておられた主計官がお見えに  
なっております。主計官に、  
まあこの際ひとつ、昨年とことしと、  
去年も同じでしたね、こういう状況に  
あるわけですが、二百名、確かに大き  
な数字でありますけれども、何せえら  
いと私ども思っているわけでは。法務  
省としましては、九百九十二名という  
協議なんですけれども、どういふふう  
に見ておられるか、お尋ねをしておき  
たいと思っております。

兼ねて一生懸命やってもらう。とても  
職場の中でも、本人としてもそういう  
何かの百円か百五十円程度のもの  
になるわけでありませぬけれども、そ  
ういふものを受け取る気持ちになれな  
い、したがって、そういうものはみな  
な種目立てておいて、そういう簡単な  
茶菓にしては。みんなの茶菓にして  
いるこういう実情のようでありませ  
ぬ、これは非常に私どもとしましては  
遺憾な状況だと思っております。し  
たがいます。今後ともこの定員の問題  
につきまして、法務省の特段の努力  
を希望いたしますところであります。  
大蔵省のこの定員関係の問題でタ  
チをしておられた主計官がお見えに  
なっております。主計官に、  
まあこの際ひとつ、昨年とことしと、  
去年も同じでしたね、こういう状況に  
あるわけですが、二百名、確かに大き  
な数字でありますけれども、何せえら  
いと私ども思っているわけでは。法務  
省としましては、九百九十二名という  
協議なんですけれども、どういふふう  
に見ておられるか、お尋ねをしておき  
たいと思っております。

○説明員(秋吉良雄君) ただいま先生  
御指摘になりましたように、なかなか  
定員の増加ということにつきまして  
は、抑制の方向でいろいろやっております  
ます。その、ただいま御指摘のよう  
に、法務局につきましては非常な事件  
増があるわけでございます。したが  
いまして、この点を勘案いたしまして、  
御指摘のように、法務省全体につきま  
しては、三十八年度につきましては三  
百十名の増員ではございますが、その  
うち二百名を法務局定員の増加をは  
かったわけでございます。先ほど来御

兼ねて一生懸命やってもらう。とても  
職場の中でも、本人としてもそういう  
何かの百円か百五十円程度のもの  
になるわけでありませぬけれども、そ  
ういふものを受け取る気持ちになれな  
い、したがって、そういうものはみな  
な種目立てておいて、そういう簡単な  
茶菓にしては。みんなの茶菓にして  
いるこういう実情のようでありませ  
ぬ、これは非常に私どもとしましては  
遺憾な状況だと思っております。し  
たがいます。今後ともこの定員の問題  
につきまして、法務省の特段の努力  
を希望いたしますところであります。  
大蔵省のこの定員関係の問題でタ  
チをしておられた主計官がお見えに  
なっております。主計官に、  
まあこの際ひとつ、昨年とことしと、  
去年も同じでしたね、こういう状況に  
あるわけですが、二百名、確かに大き  
な数字でありますけれども、何せえら  
いと私ども思っているわけでは。法務  
省としましては、九百九十二名という  
協議なんですけれども、どういふふう  
に見ておられるか、お尋ねをしておき  
たいと思っております。

指摘がございましたように、特に乙号  
事件の件数が非常に多いわけござい  
まして、こういった問題に対処するた  
めには定員増加ももちろん必要では  
ございませぬ、能率増進器具の整備  
といったしまして、本年といたしまして  
は三千二百三十八万一千円、昨年より  
も千四十二万五千円増加を見ており  
ます。で、これは遠い将来のことかも  
しれませんが、御承知のように、昭和  
三十四年度以降登記台帳の一元化が進  
められておるわけでございますが、こ  
れが完成いたしますと、根本的に相当  
の簡素化ということも期待されるので  
はないかと思っております。もちろん  
定員の増加、事件増の問題につきま  
しては、今後ともまた三十九年度の予算  
要求、ただいま先生の御指摘の点も含  
めまして、今後検討させていただきます  
い、かように思っております。

○鶴岡哲夫君 法務局の登記所へ行き  
ますと大体そういうものですね。そう  
が、庁舎が非常に狭いんですね。そ  
うして国民の人たちが押しかけている  
そういう中で、帳簿がでっかいんです  
よ。帳簿というんですか、ものすごく  
厚いんですよ、登記簿が。したがいま  
して、一つ扱っているとはほかの人は使  
えないんですね。それで、民間でやっ  
ております、何というんですかね、そ  
こへ頼みますと、まずその帳簿の確保  
に音をあけるわけです。帳簿を確保し  
ないと、ほかのやつが握ってしまうと  
あと仕事ができないというのです。ね  
ます帳簿の確保に一生懸命、握ったら  
放さない。ほかの者が見ようと思っ  
ても見れない。あの大きな帳簿をなせ  
さくしない、薄くしたらどうだ。薄く  
してしまえばそれだけ分散できて

兼ねて一生懸命やってもらう。とても  
職場の中でも、本人としてもそういう  
何かの百円か百五十円程度のもの  
になるわけでありませぬけれども、そ  
ういふものを受け取る気持ちになれな  
い、したがって、そういうものはみな  
な種目立てておいて、そういう簡単な  
茶菓にしては。みんなの茶菓にして  
いるこういう実情のようでありませ  
ぬ、これは非常に私どもとしましては  
遺憾な状況だと思っております。し  
たがいます。今後ともこの定員の問題  
につきまして、法務省の特段の努力  
を希望いたしますところであります。  
大蔵省のこの定員関係の問題でタ  
チをしておられた主計官がお見えに  
なっております。主計官に、  
まあこの際ひとつ、昨年とことしと、  
去年も同じでしたね、こういう状況に  
あるわけですが、二百名、確かに大き  
な数字でありますけれども、何せえら  
いと私ども思っているわけでは。法務  
省としましては、九百九十二名という  
協議なんですけれども、どういふふう  
に見ておられるか、お尋ねをしておき  
たいと思っております。

部厚いものですから、だれか一人使  
ばほかの者使えない。だから薄くせ  
い、薄くしてみたらどうだ。それは  
きないのだと言っている。なぜとい  
うと書庫がないというのです。スぺ  
ーがないというのです。いやどうも驚  
いた話で、何もこんな大きなものを  
これ小さく、一冊を十冊ぐらいに割  
ってしまったらうんと能率上がるの  
ですよ。ところが、小さくするとスぺ  
ー取ってしまったら、その書庫がない  
というのです。おかしな話ですね。だ  
から庁舎の問題についても、こういう  
国民の権利を保存しているという  
書庫、そういうものも非常に窮屈な  
うですね、これは。あれは無理やり  
あんな大きなものにしてはいるわけ  
ではないでしょう、厚いものにしては  
いではないんですよ。これは局長、  
どうですか。非常に厚いものにして  
いますか。あれはまず登記簿を確保  
するの一生懸命ですよ。ほかの人が  
の登記簿がないと写せませんからね、  
見ることもできないしね。これはどう  
して大きくしなければならぬわけ  
ですか。それがまず一つですね。私の聞  
いたところではあれを小さくする、薄  
くすると、これを置いておくスぺ  
ーがないのだと、こういうのですか  
いかがです。

○政府委員(平賀健太君) ただいま仰  
せられましたように、登記所におきま  
して外部の方が登記を閲覧することが  
場合に、登記簿の確保ということが非  
常に急務で、登記簿の確保がきま  
んために閲覧申請してもすぐに見  
せてもらえない。謄本や抄本を請求し  
ましてすぐに出してもらえないとい  
うことで、非常に外部の方に御迷惑を

兼ねて一生懸命やってもらう。とても  
職場の中でも、本人としてもそういう  
何かの百円か百五十円程度のもの  
になるわけでありませぬけれども、そ  
ういふものを受け取る気持ちになれな  
い、したがって、そういうものはみな  
な種目立てておいて、そういう簡単な  
茶菓にしては。みんなの茶菓にして  
いるこういう実情のようでありませ  
ぬ、これは非常に私どもとしましては  
遺憾な状況だと思っております。し  
たがいます。今後ともこの定員の問題  
につきまして、法務省の特段の努力  
を希望いたしますところであります。  
大蔵省のこの定員関係の問題でタ  
チをしておられた主計官がお見えに  
なっております。主計官に、  
まあこの際ひとつ、昨年とことしと、  
去年も同じでしたね、こういう状況に  
あるわけですが、二百名、確かに大き  
な数字でありますけれども、何せえら  
いと私ども思っているわけでは。法務  
省としましては、九百九十二名という  
協議なんですけれども、どういふふう  
に見ておられるか、お尋ねをしておき  
たいと思っております。

かけているわけでありませぬ。その一番  
大きな原因はただいま仰せのように、  
登記簿の簿冊が非常に厚くなってお  
り、一冊の中にたくさん物件の登記  
用紙がはさんであるということな  
りでございます。これは私どものほう  
もっとに気がつきまして、できるだけ  
登記簿を薄くしたい。で、薄手の登記  
簿というものを目下作っておるわけ  
でございます。これまたただいま御指  
摘のように、大多数の登記所におきま  
しては書庫が非常に狭いのでござい  
ます。分冊をいたしますと、それだけ  
けいに書庫のスペースをとりますた  
めに書庫に納まらない。それからまた、  
事務室が非常に狭いを告げておると  
ころがございまして、これもまた一つ  
の原因なのでございます。しかし、でき  
る限り登記簿を薄くしたい。そのため  
の経費は大蔵省のほうでも十分これ  
を見ていただいております。ございま  
す。先決問題は庁舎というものを  
と合理化しなくてはいいけないとい  
うところにあるわけでございます。ひと  
り登記簿の簿冊の問題のみならず、登  
記所の庁舎は、大ざっぱに言いま  
三分の二が古い庁舎、明治以来の古い  
庁舎が多いのでございます。非常に非  
能率的なのでございます。これは人員  
の不足とともに登記所の能率を低下  
させる一つの大きな原因になってお  
りまして、私どもとしましては、今後施設  
を合理化し近代化するということで、  
法務局の今後における業務の運営上  
非常に重要なことだと考えておる次第  
でございます。

○鶴岡哲夫君 これはどうも普通の行  
政官庁におきまして、非常に部厚い書  
類を作るか、あるいは薄い書類を多く

兼ねて一生懸命やってもらう。とても  
職場の中でも、本人としてもそういう  
何かの百円か百五十円程度のもの  
になるわけでありませぬけれども、そ  
ういふものを受け取る気持ちになれな  
い、したがって、そういうものはみな  
な種目立てておいて、そういう簡単な  
茶菓にしては。みんなの茶菓にして  
いるこういう実情のようでありませ  
ぬ、これは非常に私どもとしましては  
遺憾な状況だと思っております。し  
たがいます。今後ともこの定員の問題  
につきまして、法務省の特段の努力  
を希望いたしますところであります。  
大蔵省のこの定員関係の問題でタ  
チをしておられた主計官がお見えに  
なっております。主計官に、  
まあこの際ひとつ、昨年とことしと、  
去年も同じでしたね、こういう状況に  
あるわけですが、二百名、確かに大き  
な数字でありますけれども、何せえら  
いと私ども思っているわけでは。法務  
省としましては、九百九十二名という  
協議なんですけれども、どういふふう  
に見ておられるか、お尋ねをしておき  
たいと思っております。

するかという問題で、小さくしたために書庫が足りない、あるいはスペースが足りないというやかましの議論をしなればならぬ行政官庁というものは私はないと思うのです。ところが、登記所の場合は、これは約二千万所にわたってあるわけです。登記所というものは、そういうところの大部分がだれが見てもあんな大きな厚い登記簿を作っておつたのでは、これは用にならないですね。一人が握つたらほかの人は仕事ができないですよ。それは事務をする人ができないだけじゃなくて、外から……私なんか登記を頼むと、まづ何をやるかという、電話をかけて登記簿の確保ですよ、それを取らないと、きょうはできないというんですよ。そういうような状態に置いておくと、気がするんですがね。これは大臣、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(中垣國男君) 登記所の事務能率を促進する必要があるというところは、法務委員会におきましても、また、前回のこの委員会におきましても、質疑が行なわれたわけでありまして、法務省といたしましては、三十八年度の予算を編成しますときにこの事務能率を向上させるために、まずどういふことを一番先にやる必要があるかというところをいろいろ検討いたしました結果、まず第一に、どうして人間が足りない、職員をまずふやさないで、その次には事務の能率向上のためにもう少し合理的に機械力を取り入れる必要がある。そういうことを重点にいたしまして、機械購入の予算であるとか、あるいは人員の増員であるとか、そういうものをお願い

をいたしました若干の向上を見たわけでございます。それからたゞいま御指摘のように、登記簿が非常に厚過ぎて外部から来た閲覧者あるいは内部の者にいたしましては原簿を確保しなければもう進めようがない、こういうことを聞いておりますので、これを最近小分けするように指導しておるよう聞いております。なおまた、庁舎が古い、あるいは狭い、こういうことも事務能率を阻害しておりますので、こういう点につきましてでもできるだけ計画的に分けて、年度計画を立てまして、これを改造したり、あるいは移転等と同時に新設をする、そういうことも行なっております。また、一人庁等におきましての統廃合なども、そういうことを念頭に置きました事務を行なっております状態でございます。御指摘のことにつきましては全くそのとおりであると思っております。なお一そうそういう登記願簿等の扱いにつきまして検討いたしました、御要望にこたえたい、かように存じます。

○鶴岡哲夫君 定員の関係につきまして、この一元化作業の臨時職員というのがありますね、昨年の三月この一元化職員の問題につきましてお尋ねをいたしましたわけですが、約四百名少しぐらこの臨時職員が、約四百名少しぐらありますが、今年目に入っているわけですが、十年計画だったと記憶いたしておりますので、そういたしますと、これは今過去四年、これから六年にわたります、十年にわたります大体四百名ぐらこの一元化臨時職員というものが要するということになる。ただ、一つの登記所で二年ぐらいで終わると、どっかほかの登記所に行かれる

ということのようでありまして、です。引き続いて一つの登記所におつて、そこで一たんやめる、そうして次の登記所にまた採用になるという形のものも相当にあるようでありまして。それでこれはこういうふうな引継ぎ十年にわたって四百人程度の行政事務量というものがあつて、これはどうしてもやはり行政組織法の十九条一項、二項、三項、この条項を見てみますと、これはやはり恒常的な職といたしまして臨時作業員という形ではなくて、定員で確保しなければならぬものではないか。もちろんこの中には、そういうほんとうに臨時的な意味のアルバイト的なものもあるいはあろうと思つて、ですが、何といたしまして、十一年にわたって恒常的な仕事としてあるわけでありまして、さらになら、今後地番整理なんということになりまして、これはまたたいへんな事務量になつて参りましたから、その意味で行政組織法の十九条によつて定員としてやらなければならぬ面が相当あるのではないかと、また、考えるべきではないかというふうな思つたわけなんですけれども、どういふふうな考えていらつしやいますか。昨年お尋ねいたしましたときは、その中で欠員が出た場合に、欠員といふのは定員の欠員で、すね、そういう欠員が出た場合に選考して定員にできるというふうな答弁がたしかあつたと思つて、これは恒常的な職としてある程度のものであれば確保しておく必要があるんじゃないか。これは臨時職員で、臨時作業員でやる仕事ではないと私は思つて、お尋ねします。

○政府委員(平賀健太君) ただいま仰

その登記簿と台帳の一元化の作業は、昭和三十五年から十年間の計画をもち始めておりました、そのためこの作業の一部を担当させますために、現在四百五、六十名の賃金職員、臨時職員を採用しております。私どもは十年間も続くこととございますので、これは定員として法務局の定員の中に組み入れるべきではないかということも考へたのでございまして、何分十年間という限られた期間の仕事でございませぬ、どうもそれは困難ではないかというところで、結局賃金職員として採用することと現在までやつておるのでございまして、ただ、ただいまのお話もございましたように、この賃金として採用された者の中には、人事院の初級試験に合格した者もおりますし、それからまた、合格していませんけれども、相当期間一元化の作業に従事いたしました、登記所の仕事に理解をもち、また、興味を持って今後引き続き登記所に勤務したいという職員もおるわけでございます。そういう職員につきましては、定員に欠員が生じた場合に、定員としてこれを採用しては、人事院の承認を得まして定員として採用するというようなことで現在やつておるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 これは十年間の仕事でありまして事務量としてもはつきりしておるわけですが、したがって、行政組織法という恒常的なやはり職に該当する。もちろん一つの仕事が終わつて他の仕事としては十九条にいう恒常的な職だと思つて、のみならず、登記

所の仕事というものは非常にじみ仕事です。すなわち一方においては非常に忙しい仕事でありまして、ポストもなかなか上のほうがありまして、その意味で今の若い者にとつては相当見込みのある仕事でもないように思つて、あります。しかし、せつかくそういうようなことで、アルバイト的に来て、その中で将来ともここに勤めたいという人があつたということになりますと、やはり定員として確保をして進められることが登記所の今後にも役立つといふことではないかと私は思つて、また、せつかくなれたものを、また気心の知れた者がやめなければならぬということになるわけですが、十年間熟練をし、気心も知れて安心して勤めてもらふということがこれは大事だと思つて、それがやめていかなければならぬ、すぐ首を切らなければならぬといふことになるわけですが、いつまでも積み上げられないわけですが、これは大蔵省のほうは、この点について行政組織法の問題ですから直接関係ないわけですが、これは行政官理庁に求めていただくよかつたですね。どうも十九条というの一年間以上職にあるというのを考えなければならぬというふうな行政組織法が変りますときに私も論議した記憶があります。また、条文を見てみましても、一年以上というときにはやはり恒常的なものとして考えなければならぬというふうな思つて、これも、もう少し法務省として——これは強くとかなんとかいふ言葉は該当しないかもしれませぬですが、よく定員を確保する場合あるいは予算をきめる場合等において強力をやるとかなん

とかなんとかいふ言葉は該当しないかもしれませぬですが、よく定員を確保する場合あるいは予算をきめる場合等において強力をやるとかなん

かいう言葉がありますけれども、これはやはりその意味でもっと強方にこれは折衝をしてはつきりさせなければならぬ問題だと思えますけれども、大蔵省のほうでもし関係がございましたら、御答弁いたたくとつこうだと思えます。

○説明員(秋吉良雄君) 御指摘の点は、当然これは賃金じやなしに、恒常的な職であるから定員化をすべきではないかという御指摘でございますが、行政組織法十九條、これは実は御指摘のように、行政管理庁で審議した結果、やはり賃金職員ということに相なったのじやないかと思えます。その理由といたしましては——私実は主計官になりましてまだ一カ月でございますが、その点責任ある答弁はできないかもわかりませんが、先ほど政府委員から御説明がありましたように、やはり十年の臨時的といいますが、時限的な仕事であるということ、それから委員から御指摘のありましたように、登記所ごとについて見ますと、大体一年ないし二年で終わっておるといふこと、そういった実情から考えまして、やはり定員化するのにはまだ十分ではないかと思えます。大体以上でございます。

○鶴岡哲夫君 これは一日三百五十円の臨時職員ですから、これは交通費もその中に含まれておるようですが、何か非常に少ないということをお聞かすかね。

○政府委員(平賀健太君) 一元化の賃金の単価は、予算に入っておりますのは三十八年度におきましては、約四百十円であります。

○鶴岡哲夫君 単価は四百十円ですけれども、ことしから入っておる者は三百五十円だと私聞いたのですよ。本人に三百五十円だと、それでこれは交通費も入っておるというわけですね。だから、予算が今御説明のように、たしか私が調べてみますと、調べたというか、お尋ねしましたら四百十円だということです。ところが、ことし入っておる者は三百五十円、こういいます。交通費も入っておるしするものだからどうにもならぬ、こういうわけですよ。どうも三百五十円じや……。

○政府委員(平賀健太君) この予算の単価は四百十円でございますが、これを實際実行します場合には、地域によつてどうしてもやはり差が出て参りまして、私のほうでとりました計画では、東京、大阪でございますと四百五十円、それから横浜、京都その他の大都市におきましては四百三十円、それ以外のところは三百七十円というような基準で實際はやつておるわけでございます。しかし、現在の非常に全般的な人不足という現状におきましては、なかなかこの賃金ではいい職員が採用できないという悩みが実はあるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 私伺つたのは、三十八年の四月前に入つた者は三百七十円で、ことしから入つた者は三百五十円、これは地方です、東京じやありません、地方で聞きますと、それで一元化の作業というのは、あれは間違えろとたいへんなんですね。それから坪をメートルに直すのもありますね。だからこれはほんとうに臨時職員、ほんとうの臨時を三百五十円程度で雇つてやつつけ仕事でやられたんじや、貴重なこれは財産ですからね、国民の。どうもこれはやつぱり責任のある恒常的な職員でもつてやつてもらわないとその場限りで、一カ月かそこらでやめさせるそういう職員でやるというのでは、どうも私さういふに思いません。それはおそろく全部チェックして見られる余裕はないだろうと思つて、登記所で一元化したものを全部チェックして見られる余裕がないと思つて、だからどうも私は非常にさういふ気がしてしまつておるわけですね。人夫賃でやる以上、四百十円だし、いろいろの中で東京都は少しよけい出さなければならぬとすれば、ちよつと都会地に行きますと、県庁所在地では四百五十円というのはやむを得ないと思つて、どうもさういふ点でこれは今後の御検討をひとつお願いをしておきたいと思つておる。

それから次に、定員と関連をしてくるのですけれども、税務署に對します登記所からの通知、これについてお尋ねしたいわけなんです。これは土地、建物の売買の登記が行なわれた場合に、それをすべて登記所から税務署に通知をする、こういうことですね。それで、これは一昨年から始まつておるようですが、その前はどうかしたんですか。税務署の職員が直接登記所に来て、そして登記簿を見て、それを写していくという、さういふようなことになつておつたわけでしょうか。

○政府委員(平賀健太君) 以前におきましては、税務署から税務署の職員が登記所に参りまして、登記の申請書を調べまして、所有権の移転の事実を調査したわけでございます。昭和三十六年、一昨年からだいま仰せのように国税庁の依頼によりまして協力をする

という建前で、登記所のほうから、土地、建物の所有権の移転登記をいたしました。それを一カ月分ごとにとまとめまして、その登記所からその登記所所在地を管轄しております税務署に通知をするということにいたしました。

○鶴岡哲夫君 それは件数としてはどの程度のものですか。何百万件、何千万件という件数ですか。

○政府委員(平賀健太君) それはちよつと今ここに詳細な数字持ちませんが、たとえは三十七年度のまあこれは甲号事件だけに関するものでございまして、三十七年度の甲号事件の総数が一千万件をこえておりますが、かりに一千万件をいたしまして、その中に所有権の移転が一体何件あるか、これは表示の關係の登記もございまして、抵当權等の担保權の設定の登記もございまして、さういふのを除きまして、大體総件数はどのくらいになりますか、所有権移転だけをとりまして、非常に大ざっぱの計算でございますが、かりに半分といたしますと五百万件となるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 これは今の説明のように、本来税務署の仕事である、そして税務署から登記所に来て、そして写したり、さういふような手段でやつておる。それを今度は登記所がかわつてやる。人間が足りない、非常に苦しいところが多いのに、さういふ仕事を引き受けなければならぬ、さういふことですね、これはどうも筋が通らぬように思つておるわけですが、さういふ理由ですか。

○政府委員(平賀健太君) ただいまの仰せ、非常にごもっともでございますが、これは地方税法に基づきまして、登記所が不動産につきまして登記をしま

た場合には市町村に通知しなくてはならないということになっておるわけでございます。市町村に對する通知は税務署に對する通知よりも実は範圍が広いので、所有権移転登記だけでなく、表示の登記でございまして、さういふのは長期の地上權の登記とか、さういふような税務署通知事項以外の事項も含まれておりますが、いすれにしても地方税法の規定によりまして、登記所は市町村に對して通知をしなればならぬことになっておるわけでございます。さういふ關係でもつて、市町村に對してはさういふ通知書で、必ずしもさう大きな負担にならぬのではないかと。

それからもう一つ、先ほどお話がございましたが、登記所の書庫や事務室が非常に狭いところが多いわけでございます。そこに税務署から来られまして、狭い事務所の中で申請書を広げて調べるということをお聞かされたのは、狭い事務室がさらに狭隘を告げるという、事務室が非常にごたごたという点もこれはあるわけでございます。かたがたまたま國家機關相互の關係といたしまして、法務局としても、やはり税務署に通知すべきではないか、することが適當ではないかということでもつて、昭和三十六年に国税庁のほうから通知の依頼がございましたので、こちらでもさういふ諸般の事情を考慮いたしまして、それに協力をしようということになつたわけでございます。ただこれにつきましては、やはり経費を伴うことでございますので、この点は大蔵省にお願いをいたしまし

た、建物の所有権の移転登記をいたしました。それを一カ月分ごとにとまとめまして、その登記所からその登記所所在地を管轄しております税務署に通知をするということにいたしました。

○政府委員(平賀健太君) それはちよつと今ここに詳細な数字持ちませんが、たとえは三十七年度のまあこれは甲号事件だけに関するものでございまして、三十七年度の甲号事件の総数が一千万件をこえておりますが、かりに一千万件をいたしまして、その中に所有権の移転が一体何件あるか、これは表示の關係の登記もございまして、抵当權等の担保權の設定の登記もございまして、さういふのを除きまして、大體総件数はどのくらいになりますか、所有権移転だけをとりまして、非常に大ざっぱの計算でございますが、かりに半分といたしますと五百万件となるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 これは今の説明のように、本来税務署の仕事である、そして税務署から登記所に来て、そして写したり、さういふような手段でやつておる。それを今度は登記所がかわつてやる。人間が足りない、非常に苦しいところが多いのに、さういふ仕事を引き受けなければならぬ、さういふことですね、これはどうも筋が通らぬように思つておるわけですが、さういふ理由ですか。

○政府委員(平賀健太君) ただいまの仰せ、非常にごもっともでございますが、これは地方税法に基づきまして、登記所が不動産につきまして登記をしま

た、建物の所有権の移転登記をいたしました。それを一カ月分ごとにとまとめまして、その登記所からその登記所所在地を管轄しております税務署に通知をするということにいたしました。

て、若干の経費を見てもらつておつたわけでありませう。まあ、それは従来は紙代だけでございまして、用紙代につきまして予算をつけてもらつておつたわけでございます。しかし、先ほどからもお話しございましたように、本来の登記所の事務を遂行する上におきまして、人員が相当の不足を告げておる現状のもとにおきまして、こういう協力をすることには、そのこと自体は、そう大きな負担にならないにしても、全体としてはやはりかなりの事務量を占めることとございますので、さらに国税庁ともお話しいたしました。本年度におきましては、実質的に見まして、経費は実質的には国税庁が負担する、たとえば、通知に必要な用紙は国税庁のほうで作つてこちらに渡す、それからこの通知に必要な人手、結局賃金職員ということになると思つて、この賃金予算の支出委任を法務省に對してするというふうなことで、実質的には経費は国税庁が持つというところで本年度はやるというところで、目下国税庁と私どものほうとの間で細目の打ち合わせをしておるような状況でございます。

市町村長に對するやつは、しかし、国税の場合においてはそれは義務にはなっていない。法律によつて課しておる登記所の職員に課しておる仕事ではない。なお、市町村長に出すものを一部よけに作ればよいというお話しですけれども、それは少しばかり認識が違ふのではないかと私は思つておる。範囲は広いわけですし、それから様式もはつきり違ふ様式になるのじやないですか。それで三部というふう聞いておりますが、カード式になるし、市町村長に出すものとは違ふ。だから、カーボン紙にとつて、一枚とるものを三枚なら三枚よけいとればよいという式のものではない。どうもこれは結局法務省が、法務省ということになりますか、あるいは民事局ということになりますか、国税庁に對して協力をする、同じ政府機関であるから。しかもこの通知するという仕事そのものは税務署の仕事ではあるけれども、しかし、登記所の仕事と全く無関係のものではない、全く異質の仕事ではない。その意味で、能率的な意味からいふのですか、あるいは行政費の節約という意味からいふのでしようか、国の機関同士協力をする、こういう意味ですか。

○政府委員(平賀健太君) ただいま仰せのとおり、税務署に對する通知の仕事、これは不動産登記法の中に直接規定してあることではございません。あくまでやはり国家機関相互の協力というところでやっておるわけでございます。で、法務局及び地方法務局におきましては、その所轄事項におきましては登記に関する事項というのが入つております。その登記に関する事項といふのは、かなり広い意味に読めるわけでございます。不動産登記をすることそれ自体のみならず、それに関連のある仕事というふうな解釈していいだらうと思つておるわけでございます。ただ仰せのように、直接不動産登記法の中に規定しておることではないわけでございます。あくまでこれは協力的なわけでございます。それから地方税法につきまして、これはやはり国と地方公共団体といふことで、国家機関相互の関係といふのとは違ふわけでございます。その関係で地方税法にはつきり法律で義務づけられるということになるのじやないかと思つておるわけでございます。国家機関相互の関係におきましては、そういう法律の規定がなくとも、これは国家機関相互の間には一般的にその所管事務に關連いたしまして協力をするといふ義務があるというふうに見るべきではないかと私も考える次第でございます。

○鶴岡哲夫君 私、そういう全く異質な仕事でありませぬし、国の機関同志でありませぬから協力するといふ、そのことについて二つ問題があると思つておる。一つは、臨時的なそのつど的な、あるいは一カ月とか、そういうふうに限られた仕事ならいいと思つておる。ところが、これは一昨年、昨年、本年と、恒常的な仕事なんですね。日々の仕事なんですね。これは五百万件となりますと、校舎というのが一番大きな仕事になるわけですから、校舎の中の中半分くらいは日々登記する場合にチェックしなければならぬ。ですから、登記ごとによつていかなければならぬ仕事になるわけでは、しかもこれが臨時的なものではなくて、あるいは必要に応じてというのではなくて、恒常的に去年も今年もこれからはということになりませぬと、これは私協力という言葉ではこれは済まない問題ではないかと思つておる。法律で義務づけられていない。公務員の仕事といふのは本来法律によつて職務内容といふものはきめられておる。具体的には省令なりなんなりといふことになつておる。従来、長いことこれは税務署の仕事としてやつてきた。その税務署がやつてきた仕事を登記所がやつてやるということになるのじやないか。そうしますと、これはどういふよきな文書によつてされておるのか、法務省と大蔵省との間の文書はどうなつておるのか。それから今度は實際登記所と民事局長との間の文書はどうなつておるのか、私は法律にない別な仕事を新しく付加するということでありませぬと、これは局長の通達とかそういうものではこれはどうも理解しにくい。臨時的とか随時とかいふ問題ならいいですけども、しかし、何せ一千二百万という予算を伴う仕事です。しかもこれは恒常的、日々やらなければならぬ仕事です。私はどうもその点が理解がいかない。

○政府委員(平賀健太君) 法律的な理解としては先ほど私申し上げたとおりでございますが、私どものほうでも、これは趣旨はあくまで国税庁に協力をするという建前でございます。そのために法務局の本来の事務遂行が妨げられるということになりましては、これは本末転倒と申しますか、法務局としてもこういうことを引き受けるべきではないと考える次第であります。三十六年、三十七年は若干の用紙代を予算的に見ていただくということをやつてきたのでございませぬが、これはどうして現在の法務局としては十分にこの協力をやつていくことができないということでもつて、三十八年度はどうするかということになりまして、結局相当のこれは経費を国税庁のほうで見えていただかないことにはわれわれのほうではやれない。私どものほうで一応計算いたしまして、最小限度この程度は必要であるということをお聞かせ願ひ申しまして、国税庁のほうが大體私どもの要望を認めまして、先ほども申し上げましたように実質的に国税庁で経費を負担する、形式は支出委任という形になりますけれども、そういうことで三十八年度はやつていただきたい、こちらもそれはやりませぬ、しかし、これは今後永久に續けていこうというふうには私も考えておる。三十八年度は一応これで実施をしても、その結果いかにいふて、また三十九年度以降はひとつ考えてみようというのが私どもの考え方なのであります。三十八年、どうしてこれでもうまいかなかつたということになりませぬと、また、何らかの方法を考へなくちやならぬ。あるいは場合に依りましては、三十九年度以降は協力を断るといふ考へ方もあるわけでありませぬ。三十八年度はとにかくこういうことでやつてみようということで、国税庁と細目の具体的な実施方法を検討してはいるわけでありませぬ。

○鶴岡哲夫君 この間、法務委員会で龜田委員がこの問題について伺つたわけですが、その答弁の中で、三十六年度は用紙代として百七十万円、昨年三

十七年度はこれじゃ不足するというので四百万円、三十八年度、今年はおおこれでも非常に不足するというので千二百万円、うち三百万円が用紙代、九百万円が臨時職員の人夫賃、しかし、これでも不足していると思つて、こういう御答弁なのです。この経過から明らかになりますことは、法務省と申しますか、法務局登記所としましては、これは非常な犠牲をこうむつておるといふことを示しております。そういうことが一体協力関係という中でどうも解せないのです。税務署の職員が従来のおおりの、やつてきたように登記所に来て、登記所の人がそれに対して書類を見てもらう、あるいは事務所の一室を貸してやるあるいは何か伺いたい、質問したいことがあるは何か伺いたい、答弁してやる、これが他官庁との間における協力関係だと思つて、ところが、そうではなくて、三年にわたつて日常の仕事として税務署がやつてきた仕事を法務局の仕事とする、これは私は協力の範囲を越えている。もしそうなるなら、これは何らかの措置が要る。これは大臣訓令でなるかどうか知りませんが、少なくとも法律によつて命ぜられて、登記所の職員の職務内容、本来の税務署の職務内容というものが一つ加わるといふことになるわけですが、これはどうも私はよくいわれる協力というには少しばかり度が過ぎておはしないかといふふうにおもひますが、なお、この問題につきまして双方の意見は、登記所の職員はどう言ふかといふと、いや忙しくてどうにもならぬ、単純な仕事でも忙しいものだから頭に来てしまう。そこへもつてきて、今まで税務署の人た

ちが月に三日か、四日やつてくれた仕事までわれわれがやらなければならぬ、それも登記のたびにチェックしてやつていかなければならぬ、しかも、毎日仕事のつど税務署の仕事をしなればならぬ、いやで、しようがないと言つてゐる。本来公務員というのは人の仕事でも奪つてしまつてというわけ張り根性があるものだが、なわ張りを拡大するといふ気がないのです。とにかくかくなぬといふ考え方は、税務署の職員に言わせると、徴税々々といふのもいやな思ひをしてゐる、いやな思ひといふと恐縮かもしれません、本人はそうだと思つてゐる。月に三日か四日ぐらひほんとうに落ちついた気持でほかの役所に行つて、いろいろ妙な徴税々々といふような国民に対して何かいやな気持でなく、何か解放されたやうな気持で、三日か四日登記所、同じ役所の中で楽な気持で何にもどうこうといふ気持なしに登記所の書類を見るというのとは、気分転換に非常によかつたといふのです。それはわかるかと思つてゐる、その気持は、どうしますと、実際の問題として、登記所の人にしては税務署の人にして、これは気分転換といふのです、能率の問題といふのです、そういう問題として、どうも法務省と大蔵省のほうで協議なさつてゐる以外に、職員の問題としては大きな問題があるのではないかと私は思つてゐる。したがつて、そういう問題を含めて、先ほど申し上げました諸点を勘案して考へてみますと、この問題をもつと慎重の配慮が要るし、検討なさる必要があるのじやなからうかといふふうには私は思つておす。なお、先ほど来のお話を承つてお

りますと、これは協力であるとおつしやるのでありますが、その場合に問題のは、これは税務署の必要不可欠な仕事なのかどうなのか、登記した場合にそれを課税の必要から資料収集としてやつておられると思ひますが、それが必要不可欠な仕事か、税務署として、これは一つ問題があると思つてゐる。それから協力でありますから、これはよくいわれる付加業務といふものにはならないと思つてゐる。付加業務といふ形にならない協力、どうも協力というには範囲を越えている協力であり、ですから、本末転倒では困る、ない袖は振れない、忙しいときには中止をする、地方の局長の判断によつて中止をし、税務署から来てもらつて仕事もする。しかし、そういうやうなあいまいな形で、こういう徴税関係の、もしこれが大切な仕事であるとするならば、そういうやり方で処理されるということとは、これはいけないと私は思つてゐる。どうもいろいろな角度から見てみまして、私は問題があるように思つてすけれども、この点について私はもつと配慮してもらいたいと思ひます、検討してもらいたいと思ひます、大臣、ひとつどういふふうにお考へになりますでしょうか、御答弁いただけますか。

○国務大臣(中垣国男君) 鶴園さんの御指摘のとおり、これは私は税務署に対する不動産取得等の通知といふものは非常に大事なものであらうと判断をいたします。ところが、ただいま御意見の中にもありましたように、ある法務局ではまあそれを好意的に全部仕事を完了すると、また、ある法務局におきましては、人手が足りないから税務署から出張してもらつてやつてもらうと、こういうことにもなるやうなことがありましたならば、これはやはり単なる協力関係でせういふことにはならぬと思つてゐる。私どもは、この問題につきましては、私どもも鶴園さんの御意見のほうがいいように思ひまして、やはり国税庁のほうと法務省といふものは、これにつきましては何らかのほうきりした取りきめをいたしまして、そうして人員の問題、あるいはこれに対する必要経費、予算の問題、そういうところの所管を明らかにならうと思つてゐる。まあそのつどそのつど打ち合わせをして、毎年々々こういう好意的な協力をする、ことも一つの方法かも知れませんが、やはりそこを働いてゐる職員が、やはりこれら問題につきましては、そうして国税庁と法務省が合意点に達しましたならば、きちんとした制度にいたしましたやつたほうがいいのではないかと、そのように考へておられます。

○鶴園哲夫君 国稅庁から見えていらつしやるやうであります、これは國稅庁の必要不可欠な仕事になるのじやないか。

○説明員(吉田富士雄君) 御承知のとおり、土地等の譲渡所得が最近非常に多くなりまして、その関係で登記が必要になつて参つたのであります。現在の税務署の実情といたしましては、これが非常に必要不可欠な資料といたしまして活用させていただいておられます。

○鶴園哲夫君 私がお申しておりますのは、必要不可欠といふのは、法律によつて定められてゐるのかどうかということですが。

○説明員(吉田富士雄君) 法律ではございませんでして、法律の譲渡所得を調べる際の資料といたしまして、調査上必要不可欠という意味でございませぬ。

○鶴園哲夫君 その程度のものならば、私は必要不可欠なものではない、私はいふ必要不可欠なものではない。そういう必要不可欠なものに對して、法務省はこんな人が足りない、人が足りないといふときに、このやうな形で日々……、しかも日々々々協力をしなげやならないといふことは少し度過ぎてゐるのではないかと私は思ひます。これはやはり徴税の一環として、徴税上大切なことなんですから、徴税の一環として若干の徴税費はかかると思ひます。ですけれども、最初百七十万だったものが四百万円になり、千二百万になり、さらに今後ふえるといふお話を、さらに今後ふえるを考へますと、私はそういう形での処理されることはよくないと思つてゐる。しかも、人夫賃で処理されるという考へ方です。そういうことではどうも国民が聞いてもこれは納得しないと思つてゐる。人夫賃のままでやつてしまつていふことでは、ですからどうも私の感じとしては、これはほんとうの協力であつて、しかもそれは法律で命ぜられてゐる仕事、それを協力してゐるのではない。そうしますと、どうも協力について弱面がある。さらに實際從事してゐる者からいつてみましても、税務署の職員あるいは登記所の職員からいつてみましても、これは能率向上的ないろいろな意味からいつてどうもマ

イナスの作用の多い。これは臨時  
的にやる、あるいは一時、随時とい  
うなら別と申すのです。日々刻々恒常的  
にやられるということについては、こ  
れは簡単に処理される問題ではないの  
じやないか、しかも事は徴税というこ  
とでありますから、ですから、ぜひこ  
の点についてはひとつ検討していただ  
いて善処を願いたいと思ひます。そん  
な形で徴税関係やられたのではこれ  
かなわぬと思ひます。また、法務  
省としてもこれはかなわぬと思ひま  
す。その点のひとつ検討をお願いいた  
しまして、午前中のやつはこれで終わ  
りたいと思ひます。

○委員長(村山道雄君) ちよつと速記  
をとめて。  
〔速記中止〕  
○委員長(村山道雄君) 速記を始めて  
午後一時三十分まで休憩いたします。  
午後零時三十分休憩

午後二時十一分開会  
○委員長(村山道雄君) これより内閣  
委員会を再開いたします。  
この際、国の防衛に関する調査を議  
題とし、志賀防衛庁長官に対し質疑を  
行なうことにいたします。

○下村定君 私は、去る六月十一日  
に、参議院の予算委員会で横川委員と  
防衛庁長官との間にかわされましたF  
104の継続生産に関する事について、  
長官にお尋ねしたいと思ひます。横川  
委員の質問は会議録によりますと、「伝  
えられるところでは、生産計画につ  
いてさらに百機追加をするという計画  
を持っていくことを、伝えられ  
ておりますが、防衛庁としては、第二  
次防衛計画の第一線機の104の生産計画

についてどういふ考え方を今持ってお  
られるのか。第三次防衛計画の第一線  
機について、すでにアメリカでは100、  
102にかえて105を国内の飛行場に配置を  
いたしておられますけれども、そういう  
ような状況から勘案してみても、依然と  
して第三次防衛計画の中で104を主力戦  
闘機として生産計画をしていくか。」  
というのが横川委員の質問でございま  
す。これに対して志賀長官は、次のよ  
うにお答えになっております。「104の  
継続生産は現在考えておりません。ま  
たしたがって、第三次防衛が策定せられ  
る場合を予想いたしましたとして、どうい  
う戦闘機が主力に相当であるかという  
こともまだ考えておりません。現在防  
衛庁として研究をいたしておりますの  
は、今後の日本の防空のあり方という  
ものを研究するのが先決でございま  
して、したがって、104の継続生産も、  
また、第三次防衛に予想せられる主力戦  
闘機のことも現在考えておらなさいま  
いのでございます。これが御答弁でござ  
います。」この御答弁を、この会議録で拝  
見しますと、あまりどうも簡単に  
でございまして、従来私どもが防衛力  
整備計画について承知していることと  
一致しない点があるように思ふので  
す。そこで、きょうはあらためて長官  
から御意図を明確に御説明を願いた  
いと存じます。

○国務大臣(志賀健次郎君) さきの本  
院の予算委員会の横川委員の質問に対  
して答えて私の要旨は、ただいま下村  
先生から御指摘のとおりであります。  
あとで考えてみますと、どうも私の  
舌足らずが多かつたように思ふのであ  
ります。何と申しまして、戦闘機の  
生産の問題は、本日の防空のあり方が

中心になるのでありまして、したがっ  
て、現在、今後のわが国の防空のあり  
方を中心としたしましてF104を継続生  
産すべきかいなか、あるいは、また、  
どういふふうにしなければならぬかと  
いうことを目下検討中のごとでござ  
いまして、現在のところ、いずれにも  
決定しておらないという真意でござ  
います。したがって、考えていないとい  
うのは、継続生産しないとかあるいは  
次期戦闘機の問題を全然関知しない  
という意味ではないのでございまして、  
あくまでも今後の防空のあり方を中心  
にF104の継続生産をさうかどうかに  
いて目下検討中なものでございまして、  
さように御了承賜りたいと思ふので  
ございまして。

○下村定君 念のために、ただいまの  
御答弁の私の受け取り方を申し上げま  
すが、今の御答弁によりますと、104の  
継続生産につきましても、従来計画  
を引き続き御検討中であつて、この機  
種の生産計画を放棄するとか、中絶す  
るお考えは今お持ちになつていない、  
かういふことではございませうか。  
○国務大臣(志賀健次郎君) さよう  
でございまして。

○下村定君 終わります。  
○委員長(村山道雄君) 他に御発言が  
なければ、本件の調査は、本日はこの  
程度にとどめます。  
○委員長(村山道雄君) 法務省設置法  
等の一部を改正する法律案を議題と  
し、休憩前に引き続き、これより質疑  
を行ないます。  
ちよつと速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○委員長(村山道雄君) 速記起こして

ただいま政府側より野本法務政務次  
官、津田司法法制調査部長、平賀民事  
局長、大澤矯正局長、田中保護局調査  
官が出席いたしております。  
質疑のある方は、順次御発言を願  
います。  
○伊藤頼道君 この改正法案の内容の  
順を追つて二つ、三つお尋ねしたい  
と思ひますが、大臣にお伺いしたい  
多いわけですが、大臣がおかれてお  
りますので、ひとつ政務次官からか  
つてお答えいただきたいと思います。  
まず、川崎の入国者収容所の位置に  
ついては、川崎から横浜に改められ  
ることと今度なる、そういうことで  
が、ただ川崎化、これはどういふ理  
由で交換の条件が成立しなかつたの  
か、これもあわせてお伺いしたい  
のですが、まあそういうわけで交換が不調  
に終わったので、三十八年度の予算で  
一億五千万円の予算を計上して新たに  
新築する、まあこういうことになつた  
ようですが、問題は公布の日から  
まあ公布の日というのは三十七年三月  
三十一日から起算して一年をこえない  
範囲内において政令で定める、かうい  
うことになっておられるのを二年に改め  
る、これが提案の説明であるわけ  
です。そうだとすると、これは三十八年  
の三月三十一日以前に改正しなければ  
ならないと思ふわけですね。政令で  
すね。今ごろになつてこれをやってお  
るのはちよつと理解しがたい。これはど  
ういふわけですか。まずこの点から  
伺ひたいと思ふのです。  
○政府委員(津田実君) ただいま御質  
問の点でございしますが、今日御提案申  
し上げております法律の原案の第二條にお

きましては、仰せのとりの改正措置  
を講じようとしておられるわけござ  
いまして、この法律案は本年の一月に提案  
されておられるわけでございますが、衆議  
院の御審議の段階におきまして日時を  
経過いたしましたので、本年の三月三十  
日、すなわち前回の改正によりまし  
て、川崎入国者収容所の位置を横浜に  
改める最終の時期が本年の三月三十日  
とされておつたわけでありまして。と  
ころが、その時期をまさに経過せんとす  
るような状態になりましたが、なお、  
国会の御審議は当日までにこの改正案  
が成立するような状態になつておりま  
せんので、政府といたしましては、こ  
の法律の解釈といたしまして、つまり  
昭和三十八年三月三十日最終日には政  
令を公布いたしません、施行いたしま  
せんでも当然川崎入国者収容所は横浜  
に移転すべきものだということになら  
ざるを得ないという解釈になつた。そ  
こで、この日の経過いたしました前にこ  
の法律の趣旨に従ひまして政令を公布  
いたしましたので、この川崎入国者収容所  
を横浜に移転するということとを本年の  
三月三十一日に行なうようにいたしました  
わけでございます。で、そういうふう  
にいたしましたので、実態は、この前回御  
審議ありましたとおり、これは川崎入  
国者収容所の位置を横浜の本牧に新し  
く取得いたしました敷地に新設いたし  
まして、そしてそこへ移転するとい  
うことが本来の趣旨であつたわけござ  
いしますが、急遽これを実施いたしま  
すにおきましてはとうていそこへ移転  
するわけに参りませんので、敷地のみ  
しかありませんわけでありまして、  
そこで、横浜にありまるところの入  
国管理事務所を川崎入国者収容所を移転

いたしまして、そこで事務を同日から開始した。ただし、横浜入国者収容所は手狭でありますので、事務所はそこに設けてありますが、別途法務大臣の告示をもちまして、収容室は従前の川崎入国者収容所の施設に設けるということにいたしました。現在に及んでおるわけでございます。そういうわけでございますのでこの川崎入国者収容所の位置を横浜に改めるといふ点はすでに実施されたわけでございますので、この法律案の第二条——原案の第二条は、そういう意味におきまして不必要となつたので、衆議院におきまして削除せられたわけでございます。

○伊藤道君 いま一つの点をお答えいただきたいんですが、川崎化成と初め交換できればその必要はなかつたわけですね。ところが、交渉が決裂して交換が不調に終わったということであるという措置をとられたと思うんですが、これはまあ見込み違いであつたと思ふんですが、これは何か特殊な事情があつたわけですか。交換が不調に終わったという理由です。

○政府委員(津田実君) 川崎入国者収容所は、前回は御審議いただきましたとおり、開設当初はその立地条件として適当であつたんでございますけれども、川崎市の予想しない発展に伴ひまして、付近に化学工場が多数できまして非常に排気ガス等によりまして不健康な状態になりまして早急に移転を要するということになつたわけでありまして、そのためにこれらの敷地を取得すべくいろいろ奔走いたしました結果、横浜市の本牧に適当な一団地を見つけてましてここに移転するのが適当だということになつたわけでありまして、とこ

ろが、この敷地は横浜市内の非常にいい場所にあるために早急にこの敷地を獲得する必要がありましたので、当時の現在の川崎入国者収容所収容室のあります場所に隣接いたしておりましてこの川崎化成がこの土地を入手したいという希望があることを知りまして、それとこの本牧の土地とを交換によつて、本牧の土地を国が取得することになりまして、本牧の土地川崎化成がこれを他から取得いたしましたので、川崎化成に隣接いたしておりまして、川崎入国者収容所の敷地の一部とを交換いたしましたわけでありまして、さらに引き続きましてその川崎入国者収容所の残部の土地、建物——現在収容施設のある建物、その建物と、それから今度は川崎化成が本牧の新しい土地の上に新しい施設を建設いたしましたので、いわゆるそれを建て交換するということを進めまして第二次交換いたしました。

ところが、その後の情勢にいろいろ問題があつたわけでございますが、要するに、川崎化成におきましては一応その建て交換の内約束をいたしておつたわけでありまして、川崎化成の主として経済事情によりましてこれが交換が不可能であるということになつたわけでございます。というものはその現在川崎入国者収容所のうち、川崎入国者収容所の施設のある現在の位置の土地の評価が非常に高騰いたして参りまして、とうてい川崎化成においては本牧に新たに施設を建設いたし

ました上、これを交換いたしますといつたとしても、交換差金を相当額出さなければならぬというふうな結果になりましたので、交換差金を負担することのできないというふうなことから、この第二次交換を辞退したいということになつて参つたわけでございまして、そういう事情によりましてこれは川崎化成のほうの経済的な事情によるわけでございますが、そういう事情によりまして第二次交換は不能であるということになりましたので、この交換を実施する昨年度において、入国者収容所を横浜に新設するということが結局できなくなつたわけですね。そこで先ほどお示しのとおり、本年度予算におきましてこれを建設する予算を計上いたしましたので、それで川崎化成との話はもうこれを廃棄すると申しますか、そういうことかやむなきに至つたわけでございまして、収容所そのものといつたしましては、すでに本年度の予算によりまして建設に着手いたしておりますので、大抵本年末には完成する見通しになっております。

○伊藤道君 そのお話はわかりましたが、先ほどの法務省設置法、昭和三十七年法律第五十四号、この法律によれば、当然一年をこえない以内に移転しなければならぬ。ところが、それでは不都合があるので、一年を二年にしたい、という趣旨で本案を出しておるわけですね。ところが、実質的に庁舎はできないから、そこでとりあえず三月三十日に看板は向こうへかけたというところで、実質的には看板をかけた一応移転したというふうに解釈するわけですか。ところが、今度はその後の法律が通れば、いつ通るか、

この法案が通れば二年をこえない範囲内ということになるわけですね。その関係がちょっとうっかり考へていると納得できるようなわけですが、非常に重要な関係になってくるわけですね。この法案が通らないうちはいいが、通らないときは法律第五十四号は生きておるわけですね。それで、昨年この法律第五十四号は生きておるから三月三十日ぎりぎりの線ですね。そこで移転しなければならぬ。移転はできない、庁舎ができていないから、看板だけ向こうへかけておる。この法案が通つてしまえば今度は看板をかけたというところは違法になるわけですね。そうでしょう。二年をこえない範囲内において改正の要旨があるわけですね。このところはどうかというわけですか、どうも了解に苦しむわけですね。

○政府委員(津田実君) 前回の委員会において御審議をされました成立をいたしました、つまり昭和三十七年法律第五十四号によりまして、本年の三月三十日まで川崎入国者収容所が横浜に移転することになるわけですが、その移転の期日は政令で定めるといふことになつておるわけでございまして、ところが、この法律案は、本年の一月に御提案申し上げておりましたわけで、その御提案申し上げた当時の状況におきましては、本収に新しい施設を設けて移転するというを目的にいたしておりましたから、三月三十日までにはどういふそれが実現できないので、一年延期をしたいという意味のこの法律を原案として提案いたしましたわけでございます。ところが、衆議院における御審議の経過によりまして、本年の三月三十日にはどういふこの法律案

が成立する見込みはございませんで、そのままの状態において考えまするとき、前回の法律の趣旨に従えば本年の三月三十日まで川崎入国者収容所を横浜に移転せざるを得ないということになるわけですね。そういうことと、政府といたしましては、その解釈のもとに三月三十一日に移転するという政令を出したわけでありまして、これは本来言へばこの法律の動機と申しますか、その趣旨は、本収に新しい建物を新設してそこに移転するという前提であつたことは間違いないのでありまして、しかしながら、法律を尊重いたしましたる意味におきましては、とにかく川崎の収容所を横浜に移転しなければならぬという法律の趣旨であるというふうな解釈をいたしまして、これをともかくも横浜に移転するということにすべきであるという結論のもとに今の政令を出したわけですね。したがって、先ほどお尋ねの横浜に看板を掲げたということはどういうことかとお尋ねでございますが、川崎入国者収容所の事務所そのものは横浜に移転しております。現在横浜入国管理事務所建物の同居しておるわけでありまして、そこには収容施設も一部ございまして、そこには収容施設も一部ございまして、収容施設もございまして、旧川崎入国者収容所の施設を法務大臣の告示によりまして横浜入国者収容所の川崎収容室ということから従来のように使つておるわけでございまして、事務所そのものは明らかに横浜に移転しておるわけでありまして、そこでこの法律案は、そういう状態のもとにおいて觀察いたしますと、当然の経過によつて修正を要するということに

○政府委員(津田実君) 前回の委員会において御審議をされました成立をいたしました、つまり昭和三十七年法律第五十四号によりまして、本年の三月三十日まで川崎入国者収容所が横浜に移転することになるわけですが、その移転の期日は政令で定めるといふことになつておるわけでございまして、ところが、この法律案は、本年の一月に御提案申し上げておりましたわけで、その御提案申し上げた当時の状況におきましては、本収に新しい施設を設けて移転するというを目的にいたしておりましたから、三月三十日までにはどういふそれが実現できないので、一年延期をしたいという意味のこの法律を原案として提案いたしましたわけでございます。ところが、衆議院における御審議の経過によりまして、本年の三月三十日にはどういふこの法律案

が成立する見込みはございませんで、そのままの状態において考えまするとき、前回の法律の趣旨に従えば本年の三月三十日まで川崎入国者収容所を横浜に移転せざるを得ないということになるわけですね。そういうことと、政府といたしましては、その解釈のもとに三月三十一日に移転するという政令を出したわけでありまして、これは本来言へばこの法律の動機と申しますか、その趣旨は、本収に新しい建物を新設してそこに移転するという前提であつたことは間違いないのでありまして、しかしながら、法律を尊重いたしましたる意味におきましては、とにかく川崎の収容所を横浜に移転しなければならぬという法律の趣旨であるというふうな解釈をいたしまして、これをともかくも横浜に移転するということにすべきであるという結論のもとに今の政令を出したわけですね。したがって、先ほどお尋ねの横浜に看板を掲げたということはどういうことかとお尋ねでございますが、川崎入国者収容所の事務所そのものは横浜に移転しております。現在横浜入国管理事務所建物の同居しておるわけでありまして、そこには収容施設も一部ございまして、そこには収容施設も一部ございまして、収容施設もございまして、旧川崎入国者収容所の施設を法務大臣の告示によりまして横浜入国者収容所の川崎収容室ということから従来のように使つておるわけでございまして、事務所そのものは明らかに横浜に移転しておるわけでありまして、そこでこの法律案は、そういう状態のもとにおいて觀察いたしますと、当然の経過によつて修正を要するということに

なつたわけでございまして、その趣旨で衆議院におかれましてはこの第二条を削除するということをおきめになつたわけでございまして、政府におきましても、まことに至当な修正というふうなことをお受けいたしましたわけでございまして、その意味におきまして、第二条はないこととしてこの際はお考え願うのが相当ではないかと。すなわち川崎入国者収容所は横浜に移転したが、將來もし新設の建物の本牧にできればそこに移転いたします。これは同じ横浜市内のことでございますので、これは法律の措置は要しない、こういうことになるわけでございます。

○伊藤道君 次に順序で少年院という項目がありますから、少年院についてお伺いしたいのですが、大体大事な点は大臣にお聞きしたいわけなんです、大臣はきよう衆議院の法務委員会に出でおられる、これもつぎきならぬ事情はよくわかるのです。そうしますとどうしますか。また同じことを繰り返すのもまずいし、お聞きしておる間にいろいろ大臣にお聞きしたい点があるわけですからね。それを省略してしまつたとんちんかんの……まあ一応具点的に問題だけお聞きすることにします。

それではまず少年院のことについてお伺いいたしますが、今この説明を見ますと、十九カ所に法務教官二十名を増員して少年院の業務の強化をはかるうとしておる。こういう説明ですが、十九カ所に法務教官二十名という、大点一カ所に一名ということになりまして、その程度で業務の強化ははかれるのですか、その点はどうなんですか。

○政府委員(大沢一郎君) 御承知のように、少年院は全国各地にございまして、各地の少年院とも職員の手不足に因つておるわけでありまして、最近の少年の非行の状態、また、少年院に課せられました使命等にかんがみまして、少年院におります少年院に對します職業補導あるいは体育の振興等に相当の力を注いでおるわけでございまして、いかにせん少年院の人的機構というものがきわめて脆弱でございます。今回の増員でもつても十分な措置とは言えない。この点内閣われわれ力及ばざるを嘆いておるところでございます。

少年院の職員は、和昭三十四年以来毎年三十名ないし十五名の増員を続けてきておるわけであります。いままでこれを充足いたしましたが、なお六、七十名の教官の不足が見られるわけであります。われわれとしましてはきわめて十分なものはございませぬ。非常に職員の手不足なところ、とりあえず四人以上不足しているというやうなところに一名ずつ増員して、当座の強化をはかる。さらに少年院の充実にために、引き続きまして増員を要求していき、かように存する次第でございます。

○伊藤道君 この少年院は、私が申し上げるまでもなく、家庭裁判所から保護処分として送られた者を収容して、これにいわゆる矯正教育を授ける国立の施設だと、こういうことになりまして、これに初等とか中等とかいろいろの種別があるようですが、そしてその種別に依つて、心身の故障の程度とか年齢によつて分けておると思ふのですが、その具体的な点を簡単に

御説明いただきたいのですが。  
○政府委員(大沢一郎君) 初等、中等、特別、医療と少年法では規定しておるのでございます。初等は十四才から十六才まで、中等はそれ以上の二十才までの者、特別は特に不良化の程度の進んだ者、特別な措置を要する者、医療少年院は、心身に障害をございまして特別な医療措置を必要とする者、かように分けておるわけでございまして。  
○伊藤道君 それで、最後の医療少年院というのは、心身に著しい故障のある者で十四才から十六才までというのですか、年はどういふのですか。  
○政府委員(大沢一郎君) 年令は十四才から二十才までを収容しておられます。

○伊藤道君 二十才までですか。この種別ごとの施設ですね、古い統計はわかつておるので、現在のところいふところですか。種別ごとの収容人員は新しいのがないので、現在のところいふところですか。  
○政府委員(大沢一郎君) 十六才未満の少年の数でございますが、十六才未満、いわゆる初等少年が全体の一八・九%でございます。それ以上のものが約八一%、これがそれ以上のものであります。施設の数字で参りますと、各地方に参りますと、子供の分布が各都道府県に初等、中等、特別といふふうな一カ所ずつ置くわけにも参りませぬので、それぞれの併設の施設が相当あるわけがあります。初等のみ施設は、全国本院分院合せて九つ、その他ほとんどのものが中等、初等と併設しておるわけでございまして。特別少年院の、特別のものは五つ、医療が五カ所、これが特殊化されたもので、あと

はそれぞれ初等、中等、あるいは中等、特別、あるいは中等と医療というふうな併設をしておるわけでございまして。  
○伊藤道君 これは分類収容する、こういうことが原則で、そういうこと一番これは理想とされておるのです。が、結局一施設一種別ということでは現在困難であるということから、今御説明のあったように、併設になっておるところが多いと思ふのですが、そこで、一施設一種別のものはどのくらいで、一施設二種別、三種別と、各種別の概数の数字をちよつと教えていただきたい。  
○政府委員(大沢一郎君) 資料の整備が十分でございませぬので、お待たせ申し上げました。初等の独立のものが、本院と分院と合わせまして九院、中等の独立のものが十七、特別少年院の独立のものが五つ、医療の特別のものが六つ。二つ、中等と医療、あるいは中等と特別、初等と中等等二施設ずつ併設しておりますものが十三施設でございます。三つ、初等、中等、特別、あるいは初等、中等、医療というふうな、三つのものを併設しておりますのが十施設。以上であります。

○伊藤道君 大体この少年院の施設は、少年法という法律を作るのにあつた、これは施設がなければ法律を作つても意味がないというふうな事情もあつて急ごしらえに作つた関係上、非常に粗末な施設が多かつたように聞いておるわけですが、そこで、お伺いしたいのですが、それはその少年法の公布される当時のことであつて、今は相

当たつていますから、その当時と比べ

ると、相当に改善されておるとは思ふのですが、現在のその施設の点はどうなんでしょうか。現状の概略を、数字は要りませんか、大体……  
○政府委員(大沢一郎君) 少年法施行に伴いまして、少年院が全部国営に移されました。従前の民間の保護施設、民間の保護団体として、民間の特殊事業として少年の収容保護を行つておりましたのが、すべて国立の少年院に急激に変革せられまして、それらの民間施設がそれぞれ国立の少年院となつたわけでございます。御指摘のように、また施設も貧弱なものが非常に多かつたのでございまして、現在年間約、非常に概要でございますが、四億ないし五億ずつ投入いたしまして、偏在している少年院につきましては、な

いところ、新設し、また小さいところはそれを集約いたしまして、総合して改築する手はずを進めておるわけでございまして、何分にもそれぞれ由緒のある少年院等がございまして、進展しております。われわれとしまして、早くその分類にも合ひ、また、少年の地域的な数にも合ひまして、整備して参りたいと思つておるんでございまして、何分北海道、東北等にややおくられておるところがございまして、現在北海道、東北に一カ所ずつ新設中でございまして。さらに、最近関東地区、特に東京、横浜方面にきよな少年犯罪が非常に多くなりましたので、それらの地域におります少年の激増に對しまして本年度調査費が計上されまして、来年度より東京地区に一カ所を増設するというところで、漸次整備していく所存でございます。

はそれを集約いたしまして、総合して改築する手はずを進めておるわけでございまして、何分にもそれぞれ由緒のある少年院等がございまして、進展しております。われわれとしまして、早くその分類にも合ひ、また、少年の地域的な数にも合ひまして、整備して参りたいと思つておるんでございまして、何分北海道、東北等にややおくられておるところがございまして、現在北海道、東北に一カ所ずつ新設中でございまして。さらに、最近関東地区、特に東京、横浜方面にきよな少年犯罪が非常に多くなりましたので、それらの地域におります少年の激増に對しまして本年度調査費が計上されまして、来年度より東京地区に一カ所を増設するというところで、漸次整備していく所存でございます。

はそれを集約いたしまして、総合して改築する手はずを進めておるわけでございまして、何分にもそれぞれ由緒のある少年院等がございまして、進展しております。われわれとしまして、早くその分類にも合ひ、また、少年の地域的な数にも合ひまして、整備して参りたいと思つておるんでございまして、何分北海道、東北等にややおくられておるところがございまして、現在北海道、東北に一カ所ずつ新設中でございまして。さらに、最近関東地区、特に東京、横浜方面にきよな少年犯罪が非常に多くなりましたので、それらの地域におります少年の激増に對しまして本年度調査費が計上されまして、来年度より東京地区に一カ所を増設するというところで、漸次整備していく所存でございます。

○伊藤顯道君 現在少年院に収容されている者の行為別の数、わかりますか。概要でいいですが、ちよつと。

○政府委員(大沢一郎君) きわめて概数でございますが、最も多いのはやはり窃盗でございます。全体の三七％を占めております。それに続きまして詐欺——訂正いたします。男女できわめて比率が違つております。男子について申し上げますと、男子の窃盗の比率が五〇％でございます。その次に続きますのが恐喝で一三％、わいせつ、姦淫八・二％、強盗六・八％、以上が大体的なものでもございまして、そのほか詐欺、横領、傷害、放火、住居侵入等になつておるわけでございます。

女子は、ほとんどが窃盗でございます。統括しまして特別法犯となりますのは、おそらく売春等も相当数含んでおる。かようなことになつております。

○伊藤顯道君 最近特に恐喝とか、傷害ですね、こういういわゆる粗暴犯といひますか、粗暴犯は相当急増しておるように新聞等で見えておるんですが、こういうことはそのまま少年院の運営に非常に支障を来たすのではなからうかと、私はしろうとなりに考えるわけです。こういう点については何か特別に考えがあるわけですか。対策等はどうか。

ります。そのほか暴力行為でございまして、こういうようなものがふえておりました。少年院の在院者の性質と申しますか、性格と申しますか、こういうようなものも暴力的傾向を帯びたものが著しいのでございます。そうして、少年相問互におきます勢力争いによるところの在院者間の闘争、それによる傷害等も頻発いたします。また、教官等に集団で襲いかかりました、かき等を奪取して集団逃走をはかるといふような意図まで聞か見られるのでございまして、われわれとしましては、かような少年の処遇について、特に来週、少年院長の会合がございまして、最近の少年院収容者のかような状況にかんがみ、その対策いかんというのを協議の第一項目としまして研究を行なつていきたいと思います。要するに、かような少年のます問題になりまして、非常に精神的な偏向者と申しますか、変質者と申しますか、さような精神状況にやや通常と違つた者がきわめて多いのでございまして、これらの点につきまして、少年院収容前に鑑別所を鑑別いたしまして、それらの結果に基づいて、それらには特別にいよいよゆるカウセンシングと申しますか、特別指導を徹底する、こういうことを考えておるわけでございます。

○政府委員(大沢一郎君) 少年院の在院者の数は、大体年間九千から一万という線では横ばいでございますが、その中に入つておられます少年の在室の動きと申しますか、これらがやはり御指摘の恐喝あるいは強盗といふもの占める割合がきわめて顯著にふえてお

なつて、相談相手となつて指導していただく。そして個々の少年のほんとうの姿をつかんで指導しようというので、さような個人的な接触を深めて、そうしてこれらの少年の動きといふものをつかんでいく。必要なものにつきましては特別少年院に移す、あるいは医療少年院に移すといふような本人の傾向に合いました処遇をはかつていきたいと思ひます。なお、最近の少年の中に暴力団等のつながりを持つ者があります。それらをその地域の少年院に置きますと、外部からの働きかけと申しますか、いろいろ面会に来る、あるいはまた、外から——少年はなるべく家庭等とは接触させませんが、友人として現われるといふようなことで、いつまでもつながりが切れない。せつかくここで本人が気を取り直しまして出て参りましたも、また悪の世界に引き戻されるという点を考えまして、ある程度親子関係の保護関係とは断ち切れるおそれがあるわけですが、悪環境から来ますために、東京ですと、名古屋管内の少年院に移すなり、方途を講じまして、悪環境からの分離といふことにも努めておる次第でございます。

また、職員を増員を要求しております一つの理由といたしまして、少年院は日常のお昼の学科が終わり、あるいは作業訓練が終わり、夜間になりまして、場合の夜間におきます寮内指導といふものがきわめて重要でございまして、職員をできるだけ就寝時まで各寮に一人ずつつけて、そうして兄になり親に

すが、現在こういう点については別問題はないわけですか。円滑にいつておりますか。

○政府委員(大沢一郎君) 人員の不足、施設の脆弱、不備、これは御指摘のとおりでございます。順次改善はしておりますが、まだまだ改善を要すべき点は多々ある、かように私自身考えまして、毎年努力しておる次第でございます。職員は精神的には愉快にやっておりますが、肉体的には相当の御苦勞をおかけしておるようによ考えております。

○伊藤顯道君 私の県にも少年院がありますが、今はあまり聞きませんが、かつて数年前までよく集団の暴行、破壊あるいは放火、こういうことをやつて集団で逃走する、こういうことが聞かされたわけですが、これは逃げ出すと近辺の人たちは非常に迷惑をするわけ、そういうような危険がしばしばあつたようですが、幸い最近あまり聞かないんですが、そういう点は現状どうなんですか。

○政府委員(大沢一郎君) 少年院のいわゆる逃走事故でございまして、これは一昨年、昨年と漸次減つて参りました。昭和三十三年が三百二十八件、三十四年には三百一十件、三十五年には二百五十二件、三十六年は二百三十三件、三十七年には百八十四件。幸いに件数も減つて参つております。しかし、ただいま御指摘のございました、いわゆる突発的な集団逃走といふようなものも依然断たないのでございまして、つい最近も新聞紙上にきわまりましたが、神奈川県神奈川少年院から生徒が先生の頭をなぐつて倒れ、かきを奪つて約十人ばかりで集団逃

走したという事件があつたわけでありまして、幸いにいたしました。それらの者もそれぞれ家庭に帰つて親にしかかれて連れ戻され、あるいはまた、みずから先生のところに帰つてきたりして、二、三日のうちには大體復院はしておるわけでございます。その間、自転車を含んで逃げたり、そういうような小さな事件も起つておるのでございますが、逃げた者が幸いにして大きな犯罪は今のところ犯さず済んでおるわけでございます。しかし、さような事件が突発的に起つりますので、これはやはり今の少年の特性、現在の少年院の特性からいたしまして、そういう暴力団の形をまねまして、一つの措置者といひますか、そういう形をとつて力の強い者がほかの者をそそのかしてといふような事例が決して断たれない。かような彼らの仲間だけのグループといふものの発生といふものにつきまして特に留意して、教官も未然の防止に当たつておるわけでございます。

○伊藤顯道君 数字をあげていただいたので、年次的にだいたい減少してきたという傾向はわかりませんが、やや安定の方向にいつておる。しかし、やや安定の方向にいつておるといふことも、そこに勤めておられる職員の非常な努力、勤務の強化といふこと、こういうことでようやく保たれておるといふことになると、まだまだ問題があると思つたのです。かつて私が視察したときには、こういう実情を聞いたわけですが、一晩じゅう勤務して、翌日なお午前勤務したり、あるいは翌日平常どおり勤務すると、こういう過酷な勤務状況で初めて少年院の日程が組める、

こういう実情であるということを知りたことがあるわけですが、いまだにこんな過酷な勤務状況が見られるのですか。そういうことはもう一切ないのか、どういう方向へいつておりませうか。

○政府委員(大沢一郎君) 残念ながらまだ御指摘のような、いわゆる非番居残りというものの全面的な解消がはかられないのでございます。昭和三十六年度に全国的に見まして毎日百二十名の職員が非番居残りがあったわけでありませう。三十七年、三十八年、順次増員を得まして、それぞれ九十人になり七十七名、全国平均で約七十人、一斤一人ちよつとという数の非番居残りがあるわけだと思つてございまして、これも順次増員を要求します最も大きな理由として、この非番居残りの解消を目標にして要求しまして、漸次毎年改善はされつてございまして、まだまだ不十分でございまして、その点われわれもことに力及ばぬわけでございますが、例年人員の要求をいたしまして、はなはだテンポはおそいでございまして、その解消に努めておるわけでございます。なおわれわれとしまして、これが解消しただけでは決して十分とは思いませんので、現在の少年の状況から見まして、職業指導でございませうとか、あるいは学科指導でございませうとか、いろいろ課せられた使命がございませう。さようないゆる教護と申しますか、その少年の違反だけでなく、積極的な教育面にさらに協力を求めていきたい、かように考えております。

○伊藤道君 ところで、関連があるのが政務次官に一言だけ伺いたしま

すが、今お聞きのような状況で、少年院に御勤務の方々は終夜勤務、なおかつ翌日は引き続いて午前中とかないしは平常どおりの勤務をやっておる実情がいまだに見られるということですね。これは人道上から考えましても実に過酷な勤務であらうと思つてございませう。こういうところにこそ増員を講じて、そういう過酷な勤務状況を一掃しなればならぬと思つてございませう。この点について、政務次官としてはどのようにお考えですか。

○政府委員(野本吉吉君) この点につきましては前々からいろいろ考えておられます。また、現地の実情につきましても相当各地において現認いたしておるのであります。私は週休のとれない、完全に週休のとれない職場が日本どこにあるだろうかということをお考えたときに、少年院にその姿があるわけで、これは一日も早く改善しなければいかぬということ、今年度の予算の要求にあたりましては、極力この点の充足のために努力したわけですが、思うように参つておりませう。お説のとおり、この点は一日も早く解消しなければいかぬ、かように考えております。

○伊藤道君 大臣おりませんから、少年院について以上でやめますが、次に関係のある少年鑑別所について二、三お伺いしたいと思います。この提案理由の説明を見ますと、少年鑑別所の業務を充実させるために、主要の鑑別所の法務技官を十名増員する、何名増員するかと思つたら御承知のとおり十名増員する、こんなことでは少年鑑別所の業務の充実強化ははかられるかというふうに私どもしろうととして

疑わざるを得ないのですが、もう少し思い切った措置はとれないものでしょうか。少年鑑別所も非常に少年院と並んで、まず少年の品行を確立するという非常に大事な、しかもじみな仕事であるわけですね。しかもその必要は言うまでもないわけですが、これも少年院の職員同様ですが、私もすぐ近くに鑑別所があるのとときどき行つて見ているが、ずいぶん無理もある。で、お伺いしたいところは、せつかく法改正によつてこういう増員をするというのであるから、もう少し抜本的に、ほんとうに充足感のある定員増をはかるべきではないか。こういうところこそ必要な増員をしてしかるべきだ、そういうふうに考えられるのですが、どうも先ほどの少年院を見ても、少年鑑別所を見ても、ほんのわずかの数字しか考えられていない。言うなれば、こそぐな手段としか考えられない。ほんの言

いわけ的な増員ということ、それでこういう問題の解決ははかられるか、そう反問せざるを得ない。この点について御説明をいただきたい。

○政府委員(大沢一郎君) 少年事件の適切な指導のために少年鑑別所の機能は必要なことは申すまでもないことではございませう。現在少年鑑別所の職員の不足というものが各地で叫ばれておるわけでありませう。ただ、はなはだわれわれとしましてこれは言いわけになるわけでございますが、少年鑑別所が各都道府県に一所ずつ置かれたわけでありませう。あるところでは非常に事件が輻湊しまして、特に東京、大阪、名古屋というところは手が足りない。いくらか事件があるわけでありませう。

最近の少年人口といひますか、移動等によりまして、いわゆるいなかのほうに参りますと非常に事件が少なくなつて、あるところでは職員の数の方が入つて居る少年の教より多いというふうな地域もあるわけでございます。事件の平均から持つていまして、割合に負担が軽いように大蔵省等と折衝いたします場合に、一人当たり何件という計算を持っています。割合に合つていないかというふうなことにございまして、現在きようなわけで人員の要求というものが非常にとりにくいわけでありませう。しかし、東京、大阪等の大都市になりますと、非常に事件が輻湊いたしまして、その負担率がきつて高うございませう。現在東京、大阪等の大都市におきましては、事件に際しまして精密な鑑別と簡易鑑別という形をとらしまして、病気の重い者にはこまかい調査をしてやる、ある程度わかつて居る者については一部の簡易な鑑別方法を、各鑑別所で研究の結果、一応の結果が出るという簡易鑑別方法を考へまして、非常に多忙な地域におきまして、鑑別の充実を、一応鑑別ができるという態勢をとらまして、そのところに増員したいというものが、今度の、非常にこそくではございませう。とりあえずの東京、大阪等の多忙な地域における鑑別をなし得る態勢を整えたいというのが、この小さな数字でございまして、これとて、われわれの要求しているのは、二十一名要求したわけでございますが、ようやく半数の査定しか得られなかつたわけでありませう。この点われわれの力及ばないところではございまして、この点につきましては、さらに事件数の少

ないところ等の配置転換、あるいは専門技官の——最近交通も便利になりましたので、かけ持ちで兼任というふうな方法等の人員配置につきましても、さらに考慮いたしまして、来年度におきましてさらにその研究の上、なお必要な人員の要求を重ねていきたい、かように存じておる次第であります。

○伊藤道君 この鑑別所は、家庭裁判所の発足と同時に、戦後新たにできたわけですか。戦前はなかつたと思うのですが、そこで、家庭裁判所の所在地に必ず置いておると、こういうふう

に記憶しております。それでいいと思つておるわけですが、ただお聞きしたいのは、収容期間ですね。ここで原則として、二週間以内という原則があつて、最大限四週間というの、これは一体、ちよつと矛盾していると思つてございませう。原則として二週間以内、こういうふう

に限定しておつて、それで最大限四週間というふうな、これはまあ特別の場合特に四週間まで認めると、大体は二週間以内で特別の場合には四週間まで、この表現はまあどうでもいいのですけれど、二週間以内として最大限四週間、まあこういうことで、実情はどうなんですか。

○政府委員(大沢一郎君) 一応二週間とし、最大限四週間、これはやはり人身拘束の関係もあつて、この法律ができたものと思つてございませう。現在鑑別所で通常の詳細な鑑別をいたしますのに、今までのところ大体三週間見当になつておつた、かように統計からは出ております。

○伊藤道君 あと一、二点伺います。地方法務局の定員関係でちよつとお聞きしたいのですが、最近の登記事

最近の少年人口といひますか、移動等によりまして、いわゆるいなかのほうに参りますと非常に事件が少なくなつて、あるところでは職員の数の方が入つて居る少年の教より多いというふうな地域もあるわけでございます。事件の平均から持つていまして、割合に負担が軽いように大蔵省等と折衝いたします場合に、一人当たり何件という計算を持っています。割合に合つていないかというふうなことにございまして、現在きようなわけで人員の要求というものが非常にとりにくいわけでありませう。しかし、東京、大阪等の大都市になりますと、非常に事件が輻湊いたしまして、その負担率がきつて高うございませう。現在東京、大阪等の大都市におきましては、事件に際しまして精密な鑑別と簡易鑑別という形をとらしまして、病気の重い者にはこまかい調査をしてやる、ある程度わかつて居る者については一部の簡易な鑑別方法を、各鑑別所で研究の結果、一応の結果が出るという簡易鑑別方法を考へまして、非常に多忙な地域におきまして、鑑別の充実を、一応鑑別ができるという態勢をとらまして、そのところに増員したいというものが、今度の、非常にこそくではございませう。とりあえずの東京、大阪等の多忙な地域における鑑別をなし得る態勢を整えたいというのが、この小さな数字でございまして、これとて、われわれの要求しているのは、二十一名要求したわけでございますが、ようやく半数の査定しか得られなかつたわけでありませう。この点われわれの力及ばないところではございまして、この点につきましては、さらに事件数の少



か—となりまするの、やはり本局の施設の関係でございまして、施設の大部分が明治あるいは大正初年にできたというものが非常に多いございまして、現在機械を入れようにも、入れる場所もないという狭い登記所もございまして、そうでなくても、非常に老朽で、通風、採光も悪い、職員健康上にも悪いというところもございまして、そういう関係で、施設を改善していく、この施設の改善は、やはりことに登記事務というものを近代化し、合理化していくための基礎になりますので、施設の改善—もう一度繰り返して申しますと、人手の増加と、それから事務の機械化等による合理化、それから施設の改善、これに主力を注いでいきたいと考えております。

○石原幹市郎君 たいま登記所のことについていろいろお話があったのでありますが、これは私は、昨年、設置法がやはり改正されたときにも、当時植木法務大臣だったと思いますが、非常に要望しておいたのですけれども、今言われたような線で、登記事務の迅速化といいますが、一般の人に迷惑をかけないように努力をしてもらいたいのことはもちろんであります。が、やはりそういう計画の環境としてやられるのかどうかです。出張所の整理というように、ときどきこれがまだにやはり地方でときどき問題になるのですよ。で、私どもは、これは整理されると、その関係の人が、非常に遠いところへ今度出かけていっているやらなければならぬ。ところが、最近はお承知のように、農村構造改善事業なんかによって、土地整理が行なわれたり、あるいは農

地の交換、それから道路の改修などによって、土木事業によって非常に登記事務がふえて、そういう問題でやはり非常に心配している地方が、ちよちよこまだ跡を断たないのです。去年、法務大臣にそのことを私は非常に強くお願いしておいたのですが、やはり地方にまだそういう問題があるので、これは何か整備計画でも立てて、そういう計画に沿って地方法務局を指導されて、出張所の整理統合を計画的にやはり中央のほうで押し進められていくものかどうか、そういう点もひとつ聞いておきたい。

○政府委員(平賀健太君) 現在いわゆる登記所と称するものが、先ほど申し上げましたように約二千ございまして、その中で地方法務局の出張所というものが現在約千五百カ所ばかりあるわけでございます。その千五百カ所を見ますと、職員一人だけの庁が—私も一人庁と申しております。職員がたった一人しかいない出張所というのが三百四十二カ所ございまして、それから、二人だけの庁というのが八百四十四カ所、合わせまして千五百五十カ所、五百カ所のうちの大部分が職員がたった一人か、二人という庁なのでございまして。ところが、この不動産登記事務ということになりまして、役所のいすにすわってばかりいて仕事ができるわけじゃございませんので、登記の申請がありまして、事件によりましてはやはりちよちよ現場も見なくちゃいけないのが相当あるわけでございます。こういう職員一人だけの庁になりますと、役所をあげるわけにはこれはいかぬわけでございます。大多数の庁にな

りますと、土曜日の午後とか、日曜日なんかに出かけまして、現場の検査をするというふうなことをやっております。それからまた、これは職員の待遇なんかと関係することでございます。職員一人の庁になりますと、時間というものが年がら年じゅう拘束されまして、休暇をとってよそに行く、あるいは郷里に帰る、墓参りに行く、ということもなかなか自由に行かない。夜もなかなか寝られない。まあ年じゅう事務所に拘束をされておられるという状況になります。それからまた、この一人庁というものが、あるいは二人庁も、そうございまして、現在でございますが、大部分これは明治時代にできた庁舎なのでございまして、そういう関係で施設が非常によろしくない、そのため機械を入れようにも入れられない、また、機械を入れるにしましても、職員一人でございまして、非常に事件数が少ない、機械を入れるだけの事件数がないというふうなこともございまして、いろいろな面での職員一人とか二人の庁というのは、全般的に見ますと合理的でない面が少なくないのでございまして。しかしながら、さればと申しまして明治時代からございまして、土地の方々に非常に親しまれ、また、大事にしてもらってきまして登記所を直ちに廃止するということも、これはやはり避けるべきでございます。

ことにその登記所がなくなつたために、隣の登記所まで相当遠くへ行かなければならぬというふうなことになるかと、これはまた不便であります。そういうふうな関係で、いろいろな点を考慮しまして、隣接の登記所までの距離がそう遠くない、交通の状況も悪

くない、そういうところは地元と十分お話をして、地元の了解を得た上で統合をするようにということで、実は昭和三十五年ごろから三、四年來この統廃合という措置を実施してきておる次第でございます。現在まで五百五十カ所ぐらゐを統合いたしましたのでございまして、そういうわけで法務省といたしましてはそういう方針を立てまして、地方法務局あるいは法務局に対して、そういう見地で統合を行なう必要があるなら地元とよくお話をして統合するように、ただ決して無理をしない、地元と十分お話し合いをした上でやるようにということで指示しておるわけでございます。

○石原幹市郎君 たいま局長が答弁されたようなことだと私もしごく賛成であり、安心するものであります。が、何かこう整備でもすれば、その地方の局長のこれは一つの仕事というが、手柄にでもなるような指導をされど非常に地方側でも困るので、先ほど申し上げましたように、不動産関係の事務は非常にふえておるし、町村合併で町村といつてもなかなか大きくなっておりますから、その登記所所在地と次の登記所所在地の間がかりにそれほどの距離がなかったにしても、広範な背後地の広い町村の全体から考えると、奥のほうから出てきてまた汽車に乗って遠くへ行かなければならぬという形になるのでありますから、これは十分考えてもらいたい。それから昨年の委員会で論議した場合にも、社会党の鶴岡君からも一人庁のことを言われましたが、こういうことは極力なくするよう、それから庁舎の問題などについては、地元の町村長、関係町村

とで相当協力することになつていっておるわけですが、これは地方財政の上から簡単にいかぬ場合もありましようし、相当協力するということとを言うておるので、ちよちよ、ちよちよ、予算獲得のときにはわれわれもこういう問題については極力応援したい、私どもは至年、附帯決議をつけるまでわれわれ協力しておるわけですから、地方にそういう問題を起こして、講願を出すとか要望書を出すとか、こういうことのないように適切な指導をしていただきたい。

○政府委員(平賀健太君) たいま御指摘ございました登記所の統廃合の件につきましては、私どももいたしましても、御趣旨の点も体しまして、慎重に処理いたしたいと在じております。○委員長(村山道雄君) 他に御質疑はございませんか。—他に後発言がなければ、本案の質疑は、本日はこの程度にとどめます。本日はこれにて散会いたします。午後三時三十五分散会

六月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、国立大学教官の待遇改善に関する請願(二九六〇号)(第二九六一号)

一、元南滿州鉄道株式会社職員の内職期間を恩給法等の期間に通算するの請願(第三〇〇三号)

第二九六〇昭和二十八年六月十一日受理国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 徳島県鳴門市撫養町岡崎

東九二 岡田克弘外二百

八十九名

紹介議員 紅霞みつ君

この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二九六一号 昭和三十八年六月十一日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 茨城県水戸市長町第二

菅住宅二ノ一 満井隆行 外六十一名

紹介議員 郡祐一君

この請願趣旨は、一八四四号と同じである。

第三〇〇三号 昭和三十八年六月十三日受理

元南滿州鉄道株式会社職員の内職期間を恩給法等の期間に通算するの請願(四通)

請願者 大分県中津市今津町大字

鍋島 佐藤繁光外三名

紹介議員 徳永正利君

この請願の趣旨は、第四六七号と同じである。

六月二十三日本委員会に左の案件を付託された。(予算審査のための付託は二月五日)

一、法務省設置法等の一部を改正する法律案

法務省設置法等の一部を改正する法律案 (小字及び——は衆議院修正の部分)

法務省設置法等の一部を改正する法律

第一条 法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条の十七の表中「四五、〇〇二人」を「四五、三二一人」に

「一〇、八三六人」を「一〇、九〇一人」に、「一、八一四人」を「一、八一五人」に、「四六、八二六人」を

「四七、一三六人」に改める。

別表三札幌法務局の項中「幌向村」を「南幌町」に、「穂別村」を

「穂別町」に改める。

別表四小倉拘留所の項、小倉刑務所の項及び城野医療刑務所の項中

「小倉市」を「北九州市」に改める。

別表五小倉少年鑑別所の項中「小倉市」を「北九州市」に改める。

別表十一下関入国管理事務所の項及び福岡入国管理事務所の項中「門司市、小倉市、戸畑市、八幡市、若松市」を「北九州市」に改める。

別表十二中「大阪入国管理事務所

所和歌山下津港出張所 和歌山市」

を

大阪入国管理事務所和歌山港出張所 和歌山市

大阪入国管理事務所下津港出張所 和歌山県海草郡下津町

に改め、同表高松入国管理事務所新居浜港出張所の項の次に次の一項を加える。

高松入国管理事務所松山港出張所 松山市

同表広島入国管理事務所宇野港出張所の項の次に次の一項を加える。

広島入国管理事務所水島港出張所 倉敷市

同表下関入国管理事務所門司港出張所の項中「門司市」を「北九州市」に、同表下関入国管理事務所小倉港出張所の項中「小倉市」を「北九州市」に、同表下関入国管理事務所八幡港出張所の項中「八幡市」を

「北九州市」に、同表下関入国管理事務所若松港出張所の項中「若松市」を「北九州市」に改め、同表鹿児島入国管理事務所名瀬港出張所の項の次に次の一項を加える。

鹿児島入国管理事務所和泊港出張所 鹿児島県大島郡和泊町

第二条 法務省設置法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

附則中「一年」を「二年」に改める。

附則

この法律は、公布の日

から施行する。ただし、第十三条の十七の表の改正規定は、昭和三十八年四月一日から施行する。第一条中法務省設置法別表三から別表五までの改正規定は、公布の日から施行する。

規定、同法別表十一の改正規定及び同法別表十二の下関入国管理事務所の出張所に係る改正規定並びに第二条の規定は、公布の日から施行する。

公布の日

昭和三十八年四月一日

第十三条の十七の表

第一条中法務省設置法別表三から別表五までの改正

規定は、公布の日から施行する。

公布の日

昭和三十八年四月一日

第十三条の十七の表

第一条中法務省設置法別表三から別表五までの改正規定は、公布の日から施行する。

昭和三十八年七月三日印刷

昭和三十八年七月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局